第２章　計画策定の背景

１　地域福祉を取り巻く国の動向

（１）ニッポン一億総活躍プラン

平成 28 年６月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」は、子育て支援や社会保障の強化により少子高齢化に歯止めをかけ、年齢や性別、障がいや病気の有無を問わず、誰もが活躍、生きがいを感じられる全員参加型の「一億総活躍社会」の実現を目指すものです。

これを実現するための対応策の一つとして、「地域共生社会の実現」が位置付けられており、このために、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティの育成を推進することが定められています。

また、本プランを実現するためのロードマップを示し、「地域課題解決力の強化」、「福祉サービスの一体的提供」、「総合相談体制の整備」といった施策に取り組むことが掲げられています。

（２）「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部及び地域力強化検討会での検討

ニッポン一億総活躍プランで提唱された「地域共生社会の実現」に向け、「他人事」になりがちな地域づくりを、地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや、市町村による地域づくりへの取組の支援、複雑化・複合化した問題を「丸ごと」相談できる支援体制の整備、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」へ転換していくことが求められています。

そのような中で、平成 28 年（2016 年）、厚生労働省内に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置されました。同時に、同本部の下に、「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」が設置され、「我が事・丸ごと」を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトにしていくという考え方のもと、実効性のある具体策の検討を進めました。

平成 29 年（2017 年）に公表された最終とりまとめでは、地域共生社会の実現に向けて、次の５つの視点を重視しながら、取り組みを進めていくことの必要性が示されました。

※ 地域共生社会の実現に向けた５つの視点（方向性）
1. それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦【共生文化】
2. すべての地域の構成員が参加・協働【参加・協働】
3. 重層的なセーフティネットの構築【予防的福祉の推進】
4. 包括的な支援体制の整備【包括的支援体制】
5. 福祉以外の分野との協働を通じた、「支え手」「受け手」が固定されない、参加の場、働く場の創造【多様な場の創造】

現在は、これらの取組で設計された枠組みや、国が行ってきた法体制の整備等（社会福祉法の改正等）をもとに、各自治体で重層的支援体制の整備等の「地域共生社会」の実現に向けた具体的な取組を実施する段階となっています。

（３）社会福祉法の改正

令和８年６月 19 日「社会福祉法等の一部を改正する法律（令和８年法律第 51 号）」（一部を除き令和９年４月１日施行）が参議院本会議で可決、成立しました。

この改正により、質の高い福祉サービスの確保と、社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立を両立するため、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援体制の強化が図られています。

【主な改正内容】

１．地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充

〇頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実

頼れる身寄りがいない高齢者等に対する日常生活支援、入院等の手続支援、死後事務支援を第二種社会福祉事業に位置付けるとともに、相談体制の整備を図る。

〇成年後見制度等の適切な利用の支援

成年後見制度や地域の権利擁護事業の適切な利用を支援する中核機関として「地域権利擁護相談支援センター」や情報交換・連携体制の整備を担う会議体の設置を法定化するとともに、市町村におけるセンターの設置などの取組を支援する。

２．福祉人材の安定的な確保及び定着支援

〇福祉人材確保と介護現場の生産性向上等の推進

福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とするとともに、生産性向上や経営改善支援等の取組促進を国及び都道府県の責務とし、当該取組の促進のため、関係者の連携を図る協議会を設置する。

（４）孤独・孤立対策重点計画

地域を取り巻く環境の変化により、日常生活もしくは社会生活において孤独を感じることにより、又は社会から孤立していることにより、心身に有害な影響を受けている方が増加しています。

そこで国は、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」の実現を目指し、孤独・孤立対策推進法を制定し、令和６年４月１日付で施行されました。

これと同時に、孤独・孤立対策本部が内閣府に設置され、令和６年６月 11 日、同本部は孤独・孤立対策重点計画を策定し、その中で、孤独・孤立対策に関する３つの基本理念と、これらを踏まえた４つの基本方針を打ち出し、総合的かつ計画的に孤独・孤立対策を推進していくことを定めました。

地方自治体に対しては、基本理念にのっとり、孤独・孤立対策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りながら、当事者や家族の状況に応じた施策を策定し、実施することが求められています。

【孤独・孤立対策重点計画における３つの基本理念と４つの基本方針】

●基本理念

1. 孤独・孤立の状態にある者の問題が社会全体の課題であるとの認識の下に、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であることを旨とすること。
2. 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（以下「当事者等」という。）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われるようにすることを旨とすること。
3. 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われるようにすることを旨とすること。

●基本目標

（1）孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする。
（2）状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる
（3）見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
（4）孤独・孤立対策に取り組むＮＰＯ等の活動をきめ細かく支援し、官・民・ＮＰＯ等の連携を強化する

（５）こども家庭庁の設置

少子化やこどもの貧困、いじめ、虐待など、こどもに関わる課題は多岐にわたり、それぞれの課題が絡み合い、複雑化・複合化が進んでいます。

その一方で、これに対応する省庁が複数に分かれている「縦割り」の状態となっていました。例えば、児童虐待問題の場合、これまでは厚生労働省、文部科学省、法務省等の省庁が連携して対応に当たる体制となっており、省庁間の連携不足や対応が遅れる等の問題が生じていました。

【５つのビジョン（方針）】
（１）こどもの権利と尊厳を守る
（２）「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める
（３）「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える
（４）保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする
（５）こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

このような状況を改善するため、令和３年（2021 年）、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定されました。

この方針の中で、常にこどもの権利と最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を日本国社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」を実現するための新たな行政組織として、こども家庭庁を創設することが打ち出されました。

同庁は令和５年４月１日付で正式に発足し、こどもや子育て当事者の困っていることに向き合い、いざというときに守るための仕組みをつくっていくこと、こども・若者がぶつかるさまざまな課題を解決していくことを通し、これまでの社会を「こどもまんなか社会」へ作り変えるための司令塔として、こども政策に取り組むことを打ち出しています。

また、令和５年 12 月には、全てのこどもについて、人生の基盤となる時期である「はじめの 100 か月間（誕生前から幼児期まで）」から生涯にわたるウェルビーイング向上を図ることを目的とした「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」を策定し、目的達成のために必要な５つのビジョン（方針）を定め、施策に取り入れています。

（６）共生社会の実現を推進するための認知症基本法の制定

急速な高齢化の進展に伴い、認知症の人の数は増加しており、令和６年５月に厚生労働省が公表した「認知症および軽度認知症害（MCI）の高齢者数と有病率の将来推計」によると、令和４年の認知症の高齢者数は約 443 万人、軽度認知症害（MCI）の高齢者数は約 559 万人と推計され、その合計は 1,000 万人を超え、高齢者の約 3.6 人に１人が認知症又はその予備軍といえる状況にあります。

この推計で得られた性・年齢階級別の認知症及び軽度認知症害の有病率が今後も一定と仮定すると、令和 22 年にはその人数が約 1,200 万人（認知症の高齢者約 584 万人、軽度認知障害の高齢者約 613 万人）となり、高齢者の約 3.3 人に１人が認知症又は軽度認知症害になると見込まれています。

国は、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的に、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下「基本法」という。）を制定し、令和６年１月１日付けで施行されました。

また、同年 12 月、国は基本法に基づき、認知症施策の基本となる「認知症施策推進基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、八戸市においても、計画策定の準備を進めているところです。

市町村が取り組む基本的施策として、①認知症の人に関する国民の理解の増進等、②認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進、③認知症の人の社会参加の機会の確保等、④認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護、⑤保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等、⑥相談体制の整備等、⑦認知症の予防等を定めています。

（７）再犯防止推進法の施行（平成 28 年 12 月）

平成 28 年 12 月に施行された再犯防止推進法において、都道府県及び市町村は、国が策定する「再犯防止推進計画」を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない」と定められました。

国が策定した「第二次再犯防止推進計画（令和５年３月閣議決定）」においては、市区町村の役割として、次の２点があげられています。

1. 保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱

える者が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、適切にサービスを提供 するよう努める

2. 立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担う

また、市町村の具体的な取組として、①犯罪をした者等の個々のニーズに応じた伴走型支援の実施主体となること、②行政サービスの提供に当たって、重層的支援体制整備事業における相談支援や支援会議、基幹相談支援センターによる相談等を活用することを求めています。

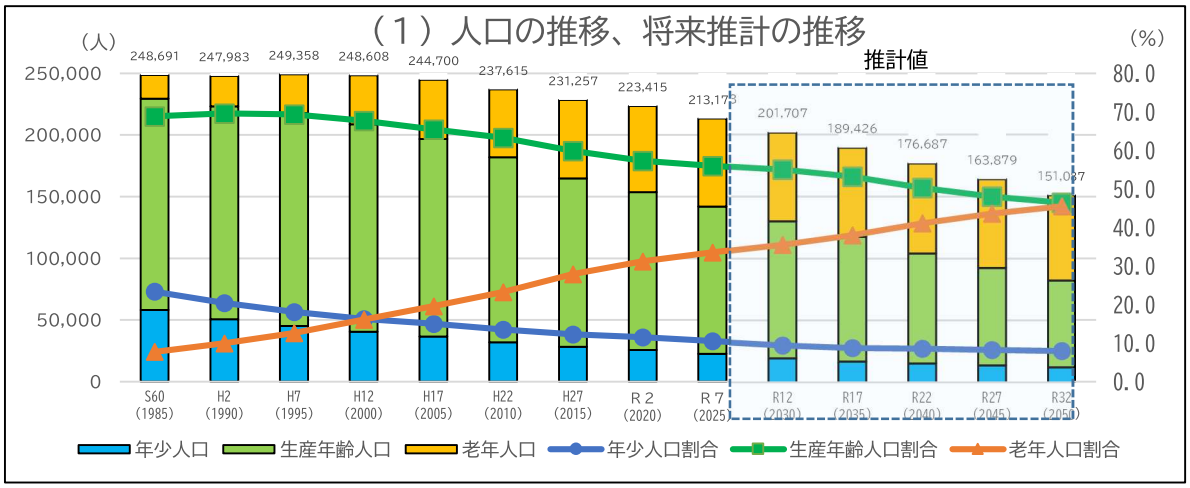
本計画は、再犯防止推進法第８条の規定に基づく地方再犯防止推進計画を包含しています。

２　当市における地域福祉の現状

（１）人口の推移、将来推計について

当市の人口は、平成７年(1995 年)における旧南郷村を合わせた人口 249,358 人をピークに減少が進み、令和７年(2025 年)には 213,173 人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によれば、現状のまま人口減少が続く場合、当市の人口は令和 32 年（2050 年）には 151,087 人まで減少し、生産年齢人口（15～64 歳）と老年人口（65 歳以上）の割合が、ほぼ同数となる見込みです。

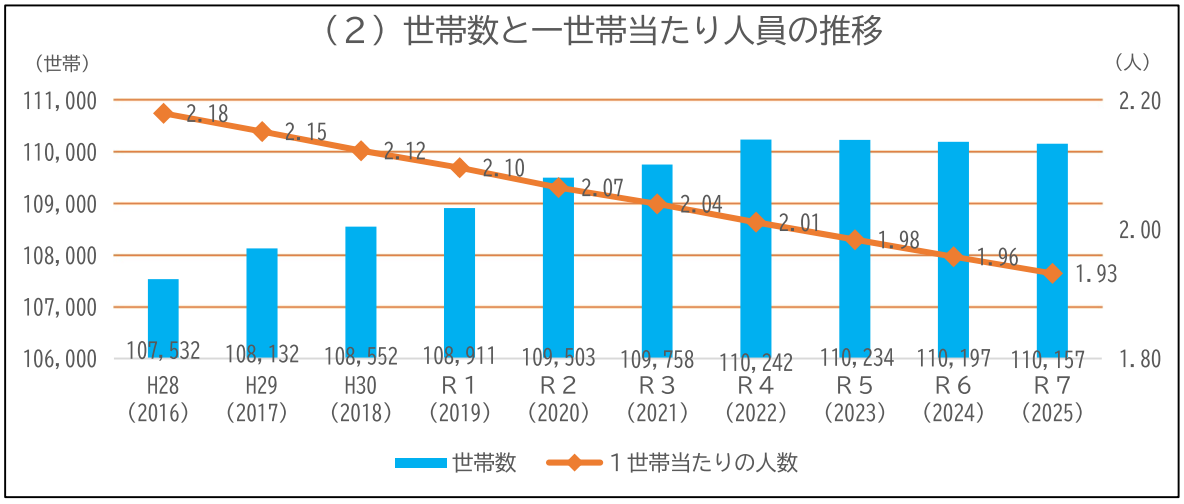


資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「地域別将来推計人口」

（２）世帯数と一世帯当たり人員について

当市の世帯数は、直近の令和７年（2025 年）では 110,157 世帯となっており、令和２年（2020 年）と比較すると、654 世帯増加しています。

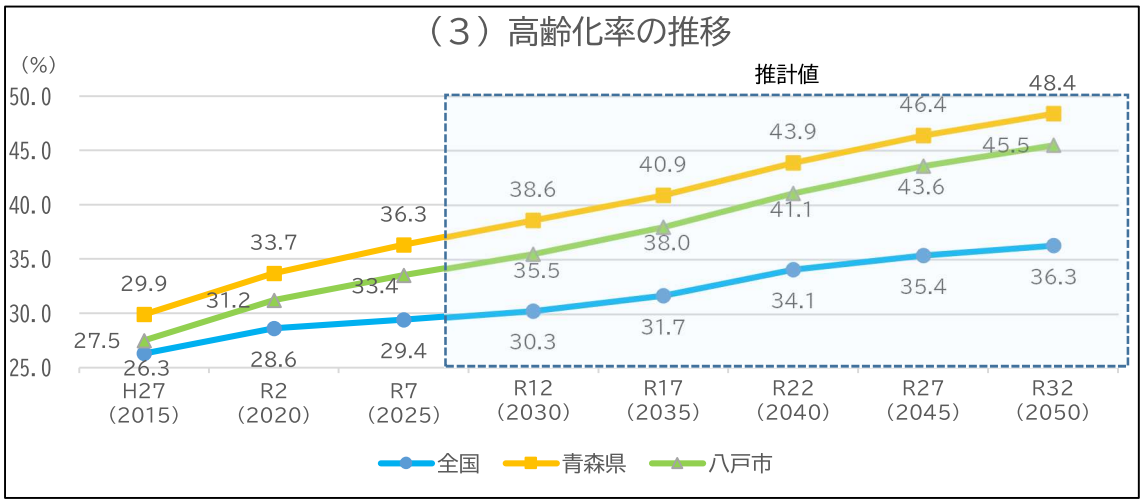
反対に、一世帯当たりの人数は、減少の一途を辿っており、令和７年度では、1.93 人となっています。



資料：八戸市（各年９月 30 日現在）

（３）高齢化率について

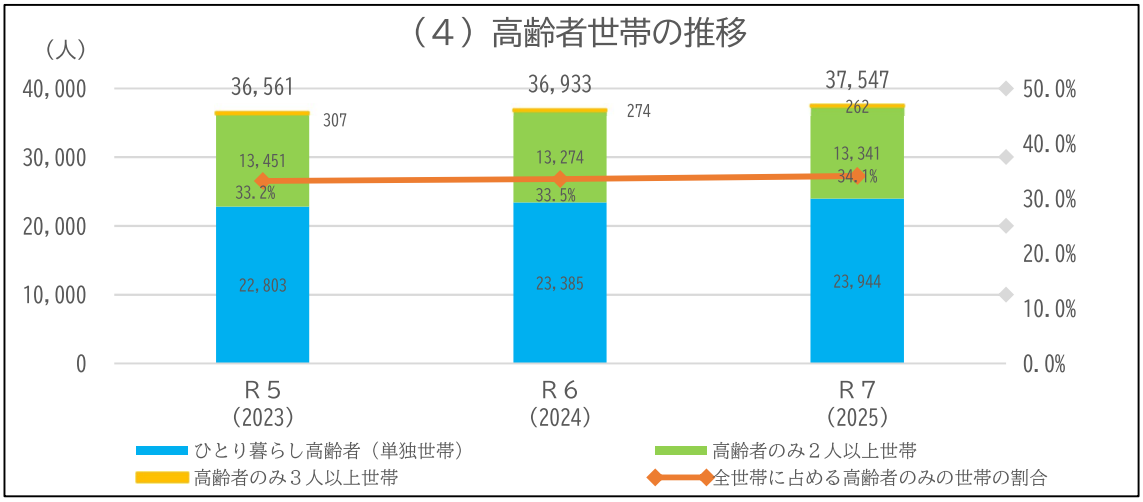
令和７年（2025 年）時点における、当市の総人口に占める 65 歳以上の割合（高齢化率）は 33.4%であり、全国平均（29.4%）よりも４ポイント高い状況となっています。今後、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年（2040 年）には、高齢化率は 41.1%に達し、その後も高齢化率の上昇に歯止めがかからない状況が続くと予想されています。



資料：H22 年（2010 年）～R２年(2020 年)／総務省「国勢調査」、R７年(2025 年)以降／国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」及び「日本の地域別将来推計人口」

（４）高齢者世帯について

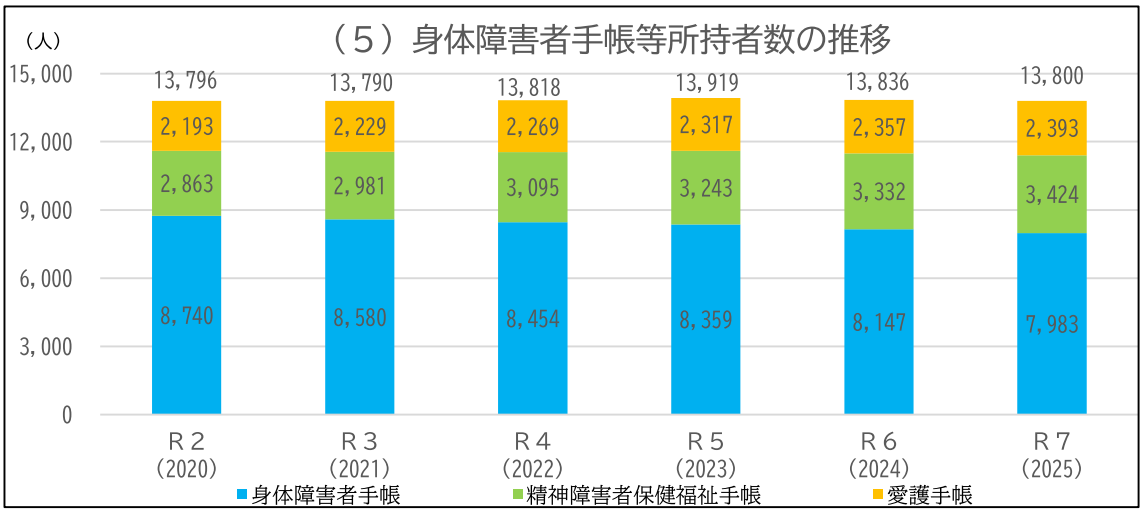
当市の令和７年（2025 年）の一人暮らし高齢者は 23,944 世帯であり、令和５年（2023 年）の 22,803 世帯と比較すると 1,141 世帯増加しています。また全世帯に占める高齢者のみの世帯の割合も約１ポイント増加しています。



資料：八戸市（各年９月 30 日現在）

（５）身体障害者手帳等所持者数について

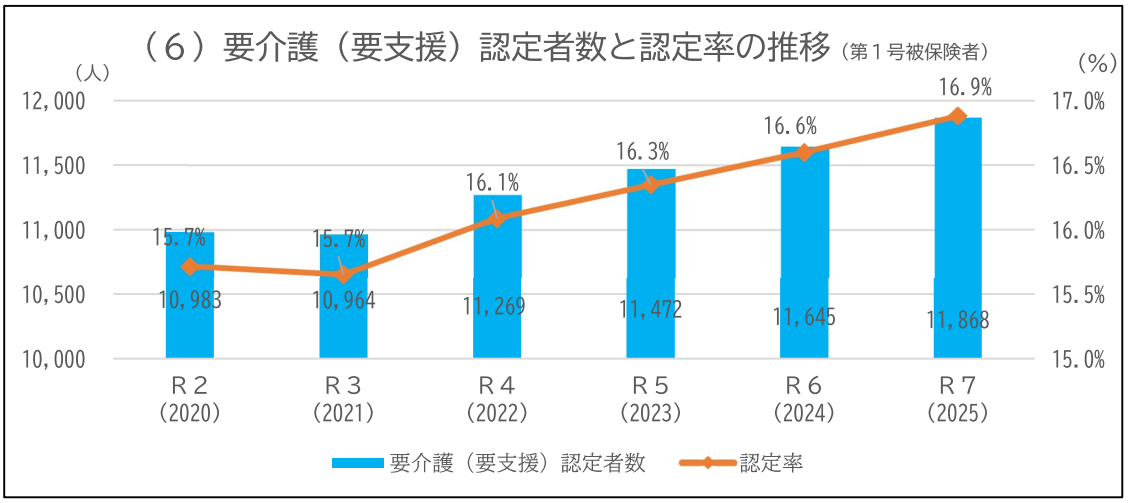
令和７年度（2025 年度）の身体障害者手帳所持者は 7,983 人、精神障害者保健福祉手帳所持者は 3,424 人、愛護手帳所持者は 2,393 人で、合計 13,800 人となっています。特に精神障害者保健福祉手帳所持者が増加傾向にあり、令和２年度（2020 年度）と比較すると、561 人（約 20%）増加しています。



資料：八戸市（各年度末日現在）

（６）要介護（要支援）認定者数と認定率について（第１号被保険者）

令和７年度（2025 年度）の第１号被保険者における認定者数は 11,868 人、第１号被保険者に占める認定率は 16.9%となっています。令和２年度（2020 年度）と比較すると第１号被保険者における認定者数は 885 人増加し、認定率は 1.2 ポイント増加しています。

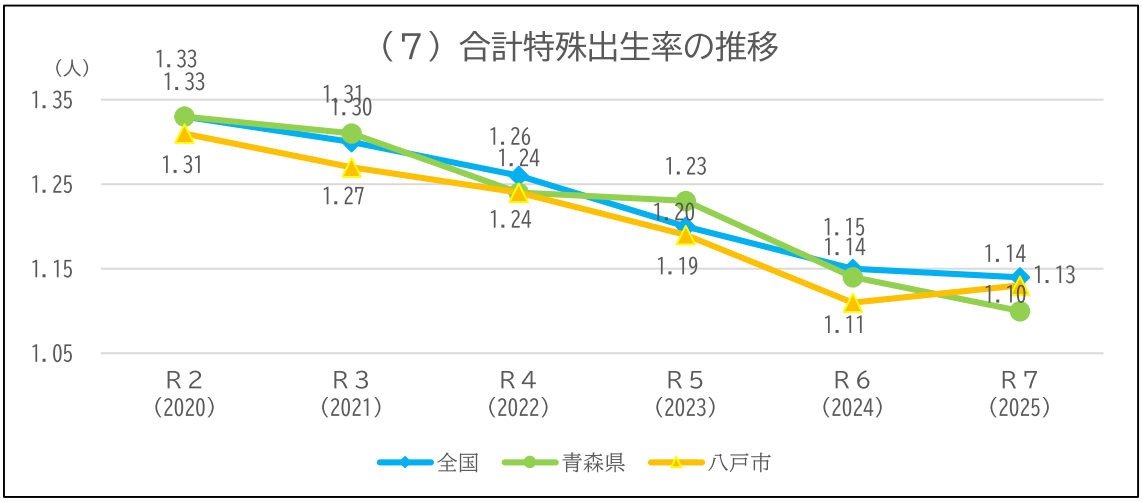


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、「介護保険事業状況報告（月報）」（各年度末日現在）

（７）合計特殊出生率について

１人の女性が生涯に産む子どもの平均数を示す合計特殊出生率は、当市においては、平成 28 年（2016 年）には 1.53 まで上昇し、全国平均や青森県より高い水準にありました。しかしながら、以降は減少を続けており、令和７年（2025 年）の合計特殊出生率は 1.13 人となっております。

全国及び青森県の平均とほぼ同率となっていますが、人口を維持するのに必要な水準（人口置換水準：2.07）は大きく下回っており、対策が急がれています。

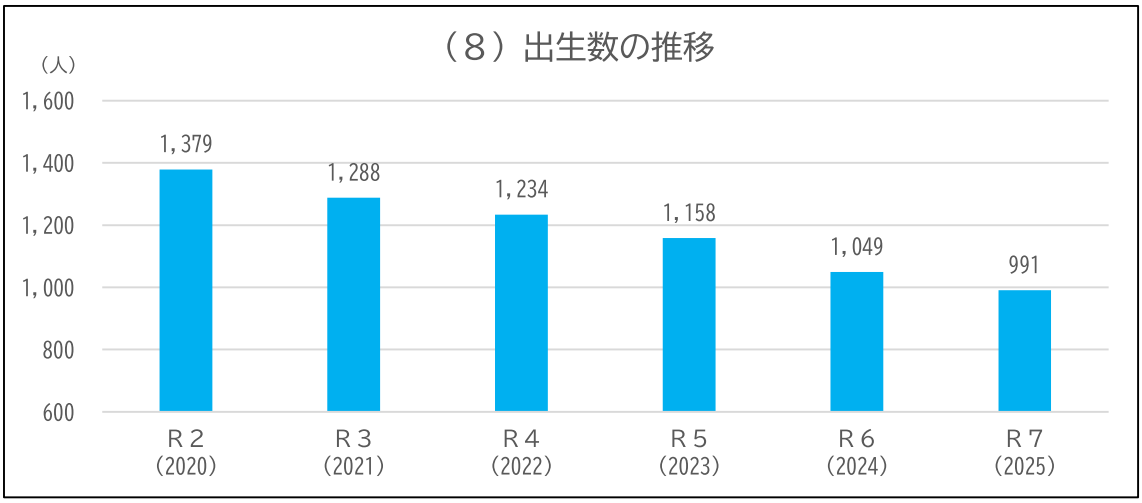


資料：青森県人口動態統計、八戸市

（８）出生数について

合計特殊出生率の低下に伴い、当市の出生数も減少を続けており、令和７年（2025 年）には 991 人となり、令和２年（2020 年）から 388 人減少しました。

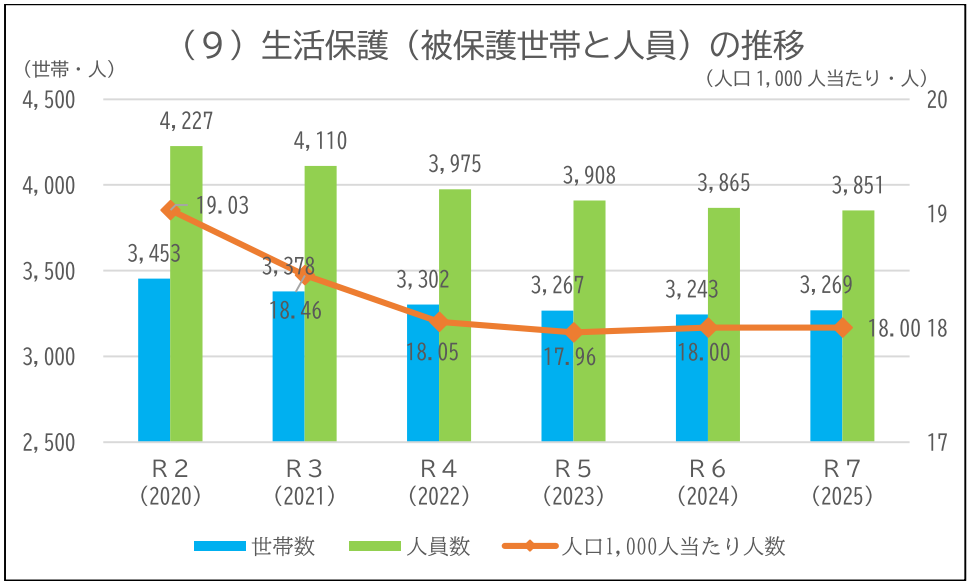
今回初めて出生数が 1,000 人を下回ることとなりましたが、今後も出生数の減少は続く見込みであり、最終的にどこまで減少するか見通せない状況となっています。



資料：八戸市「住民基本台帳」

（９）生活保護（被保護世帯と人員）について

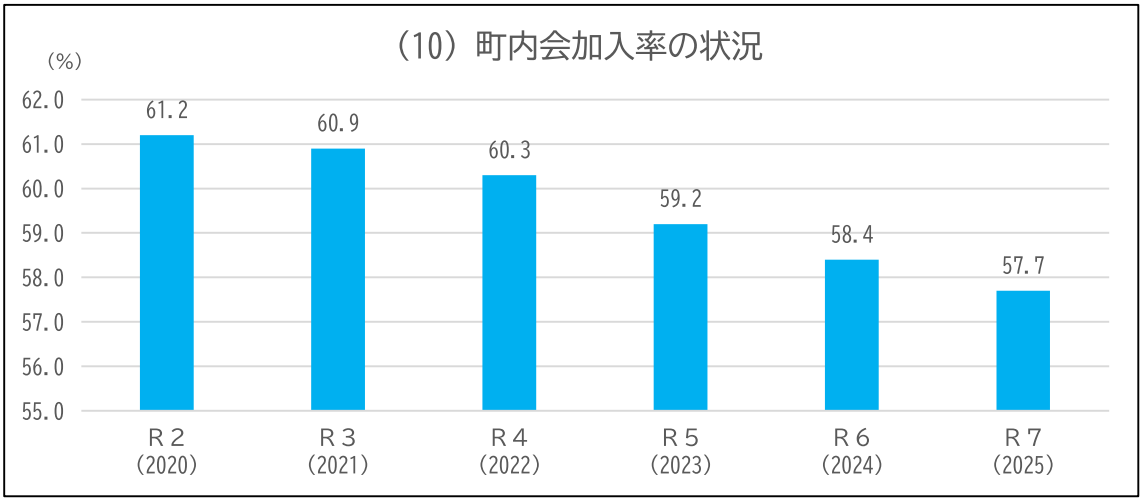
令和７年度（2025 年度）における当市の生活保護世帯数は 3,269 世帯、人員数は 3,851 人となっており、令和２年度（2022 年度）の 3,453 世帯、4,227 人と比較し、いずれも減少しています。



資料：八戸市（保護世帯・人員は月平均、人口 1,000 人当たりの基礎人口は各年４月１日現在の推計人口）

（10）町内会加入率について

当市の町内会加入率は、令和２年度（2020 年度）の 61.2%、から減少し続けており、令和７年度（2025 年度）時点での町内会加入率は、57.7%となっています。

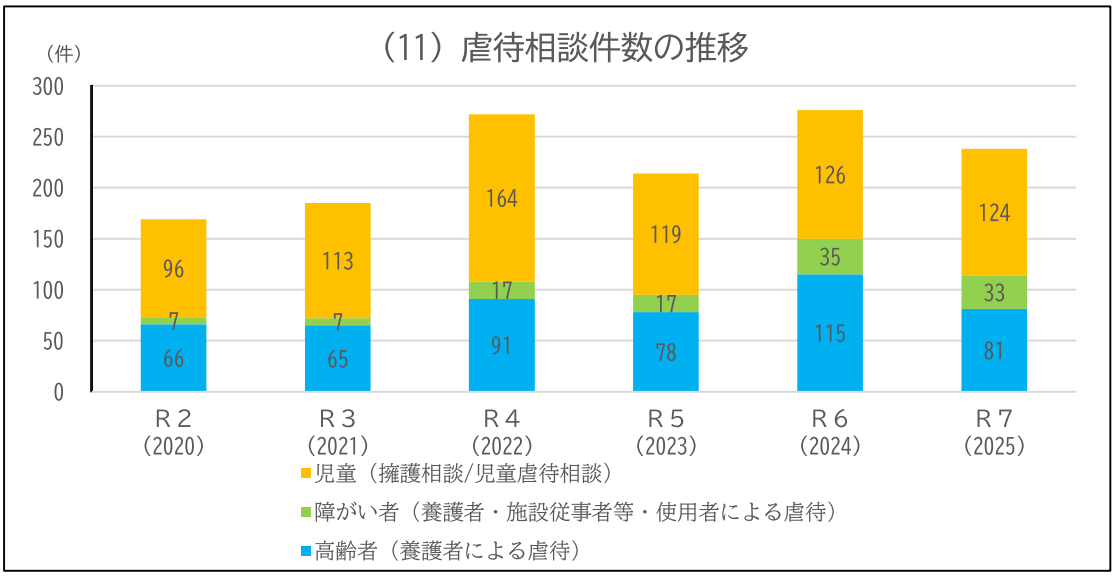


資料：八戸市（国勢調査推計世帯数ベース　各年４月１日現在

（11）虐待相談件数について

当市の令和７年度（2025 年度）の虐待相談件数は、高齢者（市高齢福祉課／地域包括支援センター受付分）が 81 件、障がい者（市障がい福祉課受付分）が 33 件、児童（市こども家庭相談室受付分）が 124 件となっており、合計では 238 件となりました。

令和４年度（2022 年度）に件数が増加し、以後、毎年 200 件以上の相談が寄せられている状況となっています。



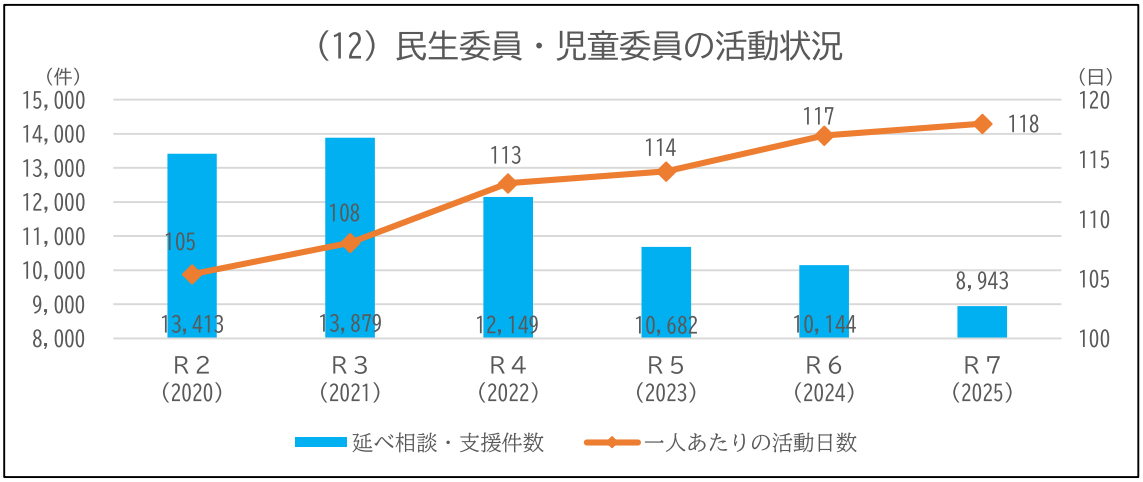
資料：八戸市（各年度末日現在）

（12）民生委員・児童委員の活動状況

令和７年度（2025 年度）の民生委員・児童委員の活動状況は、相談・支援件数が延べ 8,943 件、民生委員一人あたりの活動日数が 118 日でした。

令和２年度から一人あたりの活動日数が増加傾向にありますが、これは、欠員の増加による影響が大きいものと考えられます。

相談・支援件数は、令和３年度（2021 年度）から減少を続けています。



資料：八戸市（各年度末日現在）

３　第４期計画における取組の振り返り

第４期計画では、「人と人、人と地域が支え合い、誰もが生きがいをもって自分らしく暮らせる地域づくり」という基本理念のもと、４つの基本目標を掲げ、施策を展開してきました。

また、第４期計画においては評価指標を設定し、達成状況の点検・評価を行っています。なお、計画期間は令和８年度までのため、最終評価はこれから行うことになりますが直近の状況による評価は下記のとおりです。

全 20 の評価指標のうち、目標達成（☀）が 10 項目、概ね目標達成（☁）が５項目、未達成（☂）が５項目となっております。

（※概ね目標達成：目標に対し概ね８割達成　未達成：概ね目標達成以下）

【参考】第４期八戸市地域福祉計画の取組・進捗・評価

基本目標	評価指標	目標値 令和８年度（2026 年度）	実績値 令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）	令和７年度（2025 年度）	暫定評価
１．健康で生きがいのある生活を送ることができる地域づくり	**⑴健康づくりの推進**						
	介護予防事業の参加者数	**6,880 人**	3,836 人	7,248 人	12,451 人	14,594 人	☀
	市民健康づくり講座の実施回数・参加人数	**9 回 450 人**	7 回 210 人	9 回 449 人	9 回 1,023 人	9 回 1,400 人	☀
	両親学級の実施回数・参加人数	**12 回 576 人**	12 回 296 人	12 回 446 人	12 回 396 人	12 回 434 人	☁
	⑵高齢者や障がい者等の社会参加の促進						
	シニアボランティア活動を実施している人数	**150 人**	5 人	23 人	37 人	38 人	☂
	民間企業の障害者実雇用率	**2.30%**	2.53%	2.73%	3.00%	2.66%	☀
	⑶地域医療体制の整備						
	ドクターカー要請時の応需率	**100%**	100%	100%	100%	100%	☀
２．個人が尊重され誰もが公平に福祉サービスを受けられる体制づくり	**⑴ 自立支援と権利擁護の推進**						
	生活困窮者対象の就労支援による就労者数	**100 人**	120 人	176 人	194 人	176 人	☀
	成年後見センターにおける制度利用相談等の権利擁護の相談件数	**400 件**	221 件	238 件	274 件	227 件	☂
	⑵相談支援体制の充実と適切な情報発信						
	市地域包括支援センター及び高齢者支援センターにおける総合相談件数	**11,890 件**	11,754 件	10,316 件	10,150 件	10,380 件	☁
	障がい者相談支援事業所における相談支援件数	**13,500 件**	12,395 件	12,582 件	12,220 件	10,619 件	☁
	⑷再犯防止施策の推進						
	保護観察所に登録している協力雇用主数	**25 件**	20 件	25 件	26 件	26 件	☀
３．地域で支え合い、安心して暮らせる地域づくり	**⑴防災・防犯対策の充実**						
	避難行動要支援者の支援に関する協定締結数	**66 件**	35 件	67 件	106 件	117 件	☀
	地域の安心・安全見守り事業の協力事業者数	**48 件**	41 件	43 件	46 件	48 件	☀
	⑵住民主体による支え合いの促進						
	市窓口での町内会加入取次件数	**175 件**	114 件	137 件	117 件	120 件	☂
	民生委員・児童委員の充足率	**93.2%**	91.1%	92.0%	92.0%	88.7%	☁
	⑶ボランティア・NPO 活動の活性化						
	行政活動ボランティアの実働数	**80,000 人**	52,937 人	55,990 人	50,361 人	40,735 人	☂
	⑷暮らしやすい生活環境の整備						
	市内幹線軸路線数	**12 路線**	13 路線	13 路線	13 路線	13 路線	☀
４．思いやりの心と人づくり	**⑴担い手の育成・支援**						
	65 歳未満の民生委員・児童委員の割合	**25.1%**	27.8%	23.7%	21.7%	21.0%	☁
	⑵福祉教育の推進と福祉意識の醸成						
	中学生・高校生のボランティア活動実績人数	**2,100 人**	551 人	973 人	1,236 人	1,494 人	☂
	⑶世代間交流の促進						
	ほっとサロン、三世代交流会の参加人数	**18,030 人**	11,416 人	16,466 人	16,777 人	18,170 人	☀

ここからは、第４期計画の取組における主な成果と課題について、基本目標ごとに次のとおり整理しました。

基本目標１　健康で生きがいのある生活を送ることができる地域づくり

推進施策	主な事業
（１）健康づくりの推進	・地域包括支援センター運営事業 ・介護予防センター運営事業
（２）高齢者や障がい者等の社会参加の促進	・鷗盟大学運営事業 ・障がい者就労支援団体ネットワーク事業
（３）地域医療体制の整備	・救急医療体制整備事業 ・ドクターカー運行事業
（４）多様な働き方、生き方が選択できる環境の整備	・男女共同参画情報発信事業 ・LGBT 等理解促進事業

【成果と課題】

「（１）健康づくりの推進」に関する取組については、市内 12 の日常生活圏域[3]に、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等の専門職が配置された高齢者支援センター（委託型地域包括支援センター）を設置し、介護予防や権利擁護の推進のほか、各種相談等の支援を総合的に行うことで、地域に密着した活動や高齢者支援のネットワーク構築、高齢者の自立した生活のためのサービス向上などを図っています。

このほか、介護予防センターにおいては、保健・医療・福祉の専門職による介護予防相談や各種教室、交流会等を開催するなど、高齢者自らが健康なうちから、自身の健康状態に気を配り、主体的に介護・認知症予防に取り組むことができるような仕組みづくりを進めています。

「（２）高齢者や障がい者等の社会参加の促進」に関する取組については、高齢者が元気で健康に過ごすため、学習活動の推進及び生きがいづくり、仲間づくりの場として、また、地域活動における指導者の育成の場として八戸市鷗盟大学を開催しました。

このほか、障がい者の就労支援に関するネットワーク会議や研修会の継続的な開催により、就労支援事業所・障がい者団体双方の理解促進と情報共有を進めるなど、高齢者や障がい者等の社会参加の促進を図る取組を行っています。

[3] 地域包括ケアシステム（医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制）を構築する区域として、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案し、市が定める区域。

「（３）地域医療体制の整備」に関する取組については、医療機関、救急患者搬送機関等と連携して、初期救急から重篤・重症な救急患者までの症状等に応じた救急医療が行える体制の整備や、ドクターカー運行事業等を行い、救急医療体制の充実や医療連携体制の強化を図っています。

「（４）多様な働き方、生き方が選択できる環境の整備」に関する取組については、固定的役割分担意識を払しょくし、男女共同参画意識の醸成を図るための情報発信事業や、差別・偏見等がない誰もが生活しやすいまちづくりを推進するため、LGBT 理解促進事業等に取り組んでいます。

これらの取組に関する課題としては、高齢化が今後も引き続き進展していくと予測されることから、高齢者支援センターの機能強化やサービスの質の向上、地域包括支援センターによる適切な後方支援や両センターの連携強化、職員の資質向上等の取組をさらに推進していくこと、加えて引き続きすべての市民が必要な時に必要な医療を受けられるよう、医療提供体制及び療養環境の整備に努める必要があります。

また、多様な働き方、生き方が選択できる環境の整備に関する情報発信・理解促進事業について、より多くの市民に情報を届けることで、さらなる意識啓発及び醸成・理解促進を図っていくことが重要だと考えられます。

基本目標２　個人が尊重され誰もが公平に福祉サービスを受けられる体制づくり

推進施策	主な事業
（１）自立支援と権利擁護の推進	・生活困窮者自立相談支援制度 ・成年後見センター事業
（２）相談支援体制の充実と適切な情報発信	・地域包括支援センター運営事業 ・八戸版ネウボラ推進事業
（３）課題解決に向けたネットワークの構築	・生活支援体制整備事業
（４）再犯防止施策の推進	・更生保護活動への支援

【成果と課題】

「（１）自立支援と権利擁護の推進」に関する取組については、生活困窮者の包括的支援窓口である生活自立相談支援センターにおいて、生活困窮者からの相談内容について課題の分析及び専門機関への適切なつなぎ、自立支援計画の作成等の支援を行うことで、適切な支援や新規就労へつなげるなど、生活困窮者の自立促進を図っています。

また、成年後見セミナーの開催などで成年後見制度の普及啓発に取り組んだほか、市民後見人フォローアップ研修を開催するとともに後見人受任後の継続的な支援を行うなど、後見活動を支援する体制を強化し、制度の利用促進を図っています。

「（２）相談支援体制の充実と適切な情報発信」に関する取組については、高齢者支援センター（委託型地域包括支援センター）において、介護予防や権利擁護の推進、各種相談等の支援を総合的に行ったほか、八戸版ネウボラ推進事業により妊産婦及び乳幼児の保護者、子どものいる家庭など、こどもに関する様々な課題を抱えた相談者にワンストップでの相談対応を行っております。また、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題に対して多機関が協働して支援を行う体制整備へ向けた多機関協働のためのネットワーク推進セミナーを開催するなどにより関係機関の連携・協力した支援体制づくりに取り組んでいます。

「（３）課題解決に向けたネットワークの構築」に関する取組については、高齢者が住み慣れた地域で生活し続けるための資源開発から、住民や多機関の専門職とのネットワーク構築、住民のニーズと資源のマッチングまで幅広く行う生活支援コーディネーターを 27 名配置し、地域における支援体制の強化を図っています。

「（４）再犯防止施策の推進」に関する取組については、地域における更生保護活動の中心的な役割を担う八戸地区保護司会及び更生保護サポートセンターへの支援や、保護司会と連携した街頭啓発活動の実施、保護観察所に協力雇用主として登録している企業へ入札優遇措置を講じる制度の導入等で、出所者の生活安定を図っています。

今後の課題については、成年後見センター等の相談件数の増加へ向けた対策に取り組むなど、近年、複雑化・複合化した課題を「丸ごと」受け止める相談支援体制の強化が求められていることから、高齢者・障がい者・妊産婦・こども等の分野を跨いで、多機関が協働して包括的に相談を受け付け、適切な行政サービスにつなげるための体制を充実させる取組を進める必要があります。

基本目標３　地域で支え合い、安心して暮らせる地域づくり

推進施策	主な事業
（１）地域の防災・防犯対策の充実	・避難行動要支援者事業 ・自主防災組織育成事業
（２）住民主体による支え合いの促進	・連合町内会連絡協議会連携事業 ・民生委員・児童委員活動の推進
（３）ボランティア・ＮＰＯ活動の活性化	・八戸圏域住民活動促進事業 ・ボランティアセンター運営事業（民間）
（４）暮らしやすい生活環境の整備	・生活交通路線の確保 ・南郷コミュニティバス運行事業 ・南郷コミュニティタクシー運行事業

【成果と課題】

「（１）地域の防災・防犯対策の充実」に関する取組については、災害時の避難に支援が必要な避難行動要支援者を支援するため、避難行動要支援者名簿の登録更新及び個別避難計画の作成、避難支援に関する町内会や自主防災組織との協定の締結件数を増加させたほか、自主防災組織に対し防災資機材の整備や経費の補助、活動の強化のための研修会を開催するなど、地域における防災力の強化を図りました。

「（２）住民主体による支え合いの促進」に関する取組については、連合町内会連絡協議会と連携して、住民にとって最も身近な地域コミュニティである町内会への加入促進を行い、住民同士のつながりの強化を図ったほか、住民の身近な相談相手となる民生委員・児童委員の活動を充実させるため、民生委員児童委員協議会と連携し、委員の資質向上や啓発活動に取り組むとともに、同協議会への運営支援を行っています。

「（３）ボランティア・ＮＰＯ活動の活性化」に関する取組については、市民活動サポートセンター「ふれあいセンターわいぐ」を運営し市民活動団体へのサポートを行ったほか、八戸市社会福祉協議会において、ボランティア活動に関する相談や情報提供、講座等の開催など、ボランティア関係団体の活動の支援を行っています。

「（４）暮らしやすい生活環境の整備」に関する取組については、バス路線の利用促進を図るパンフレットの作成や市内バス路線等への補助を行い、市内幹線軸路線数の維持に努めたほか、南郷地域における重要な移動手段である南郷コミュニティバス・タクシーの運行等を通じて、市民の移動手段の確保に努めています。

今後の課題については、民生委員・児童委員の充足率や町内会加入率が低迷しているように、地域の支え合いの基盤が、いまだ脆弱な状態であることから、支え合いに関する意識啓発に努めるとともに、近年頻発している災害や犯罪被害への対応や乗務員の担い手不足等を背景として公共交通サービスの維持・確保が困難となる問題など、その地域における課題を関係者全員で共有し、それぞれの地域の実情に合わせて解決を図ることができる体制づくりを引き続き支援していく必要があります。

基本目標４　思いやりの心と人づくり

推進施策	主な事業
（１）担い手の育成・支援	・認知症サポーター養成・活動促進事業 ・民生委員児童委員研修会の開催
（２）福祉教育の推進と福祉意識の醸成	・心のバリアフリー推進事業 ・青少年の地域活動の推進事業
（３）世代間交流の促進	・ほっとサロン・三世代交流事業 ・地域伝統芸能の後継者養成への支援

【成果と課題】

「（１）担い手の育成・支援」に関する取組については、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る認知症サポーターの養成講座の開催や活動支援を行ったほか、地域福祉の重要な担い手である民生委員児童委員の研修会を開催するなど、幅広く地域福祉を支える人材の確保を図っています。

「（２）福祉教育の推進と福祉意識の醸成」に関する取組については、高齢者や障がい者等への理解促進を図るため、心のバリアフリー事業として市社会福祉協議会が主催するボランティア・市民活動フェスティバルにおいてパネル展を出展したほか、中学生・高校生への地域のボランティア活動を推進し、地域活動への参加による地域の一員としての自覚と関心の深化に努めています。

「（３）世代間交流の促進」に関する取組については、子ども世代・親世代・高齢者世代が参加し、スポーツやものづくりを通して交流を深める三世代交流事業を行ったほか、民俗芸能の夕べの開催など、遊びや季節行事、伝統的な民俗芸能等を通じ、子供から高齢者まで幅広い世代が交流できる機会の創出に努めています。

今後の課題については、ボランティアやＮＰＯの担い手不足が未だ深刻な問題であることから、地域共生社会の実現に必要不可欠な、地域福祉活動を担う人材の育成に関する啓発活動を続ける必要があります。

また、このような人材を育成するうえで、学齢期からの福祉教育の推進と、市民一人ひとりの福祉意識の醸成と関心の喚起が重要な役割を果たすと考えられることから、引き続き取組を推進する必要があります。

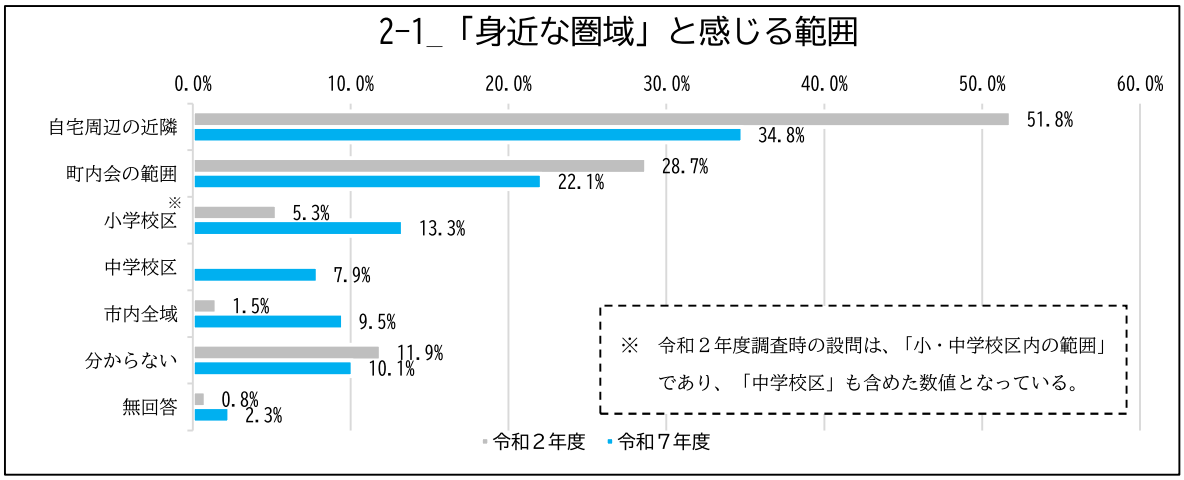
４　第５期計画の策定に係る市民アンケート調査結果の概要

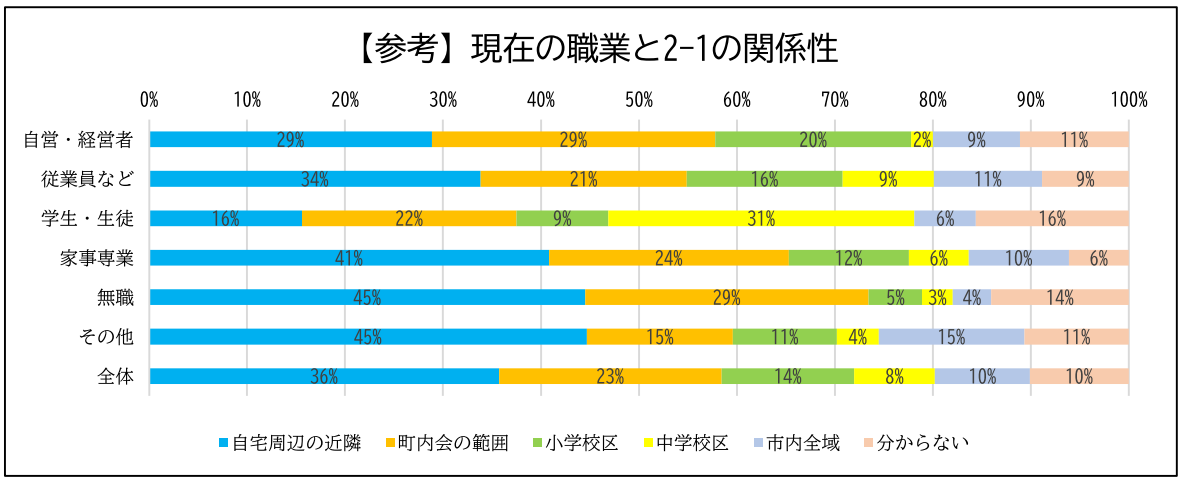
第５期計画策定に当たり、市民の皆様の福祉に対する意識や地域活動への参加状況等の実態を把握し、地域福祉の推進に向けた計画づくりの基礎資料とするため、18 歳以上の市民 2,000 人を対象にアンケート調査を実施しました。（有効回収数 782 人）
（市民アンケート調査結果全体の要点は、91～99 ページに掲載）

2-1）「身近な圏域」と感じるのは、どの範囲ですか

全体では、「自宅周辺の近隣（34.8%）」が最も多いですが、前回調査時の割合（51.8%）からは大きく減少しています。代わりに「小学校区（13.3%）」、「中学校区（7.9%）」、「市内全域（9.5%）」が大きく上昇しており、「身近」と感じる範囲が拡大していることが伺えます。

また、現在働いている方や、学校に通っている方など、自宅にいる時間が短い場合は、身近と感じる圏域が広い方が多く、家事専業や無職の方など、自宅にいる時間が長い場合は、その圏域が狭くなる傾向があることが分かりました。





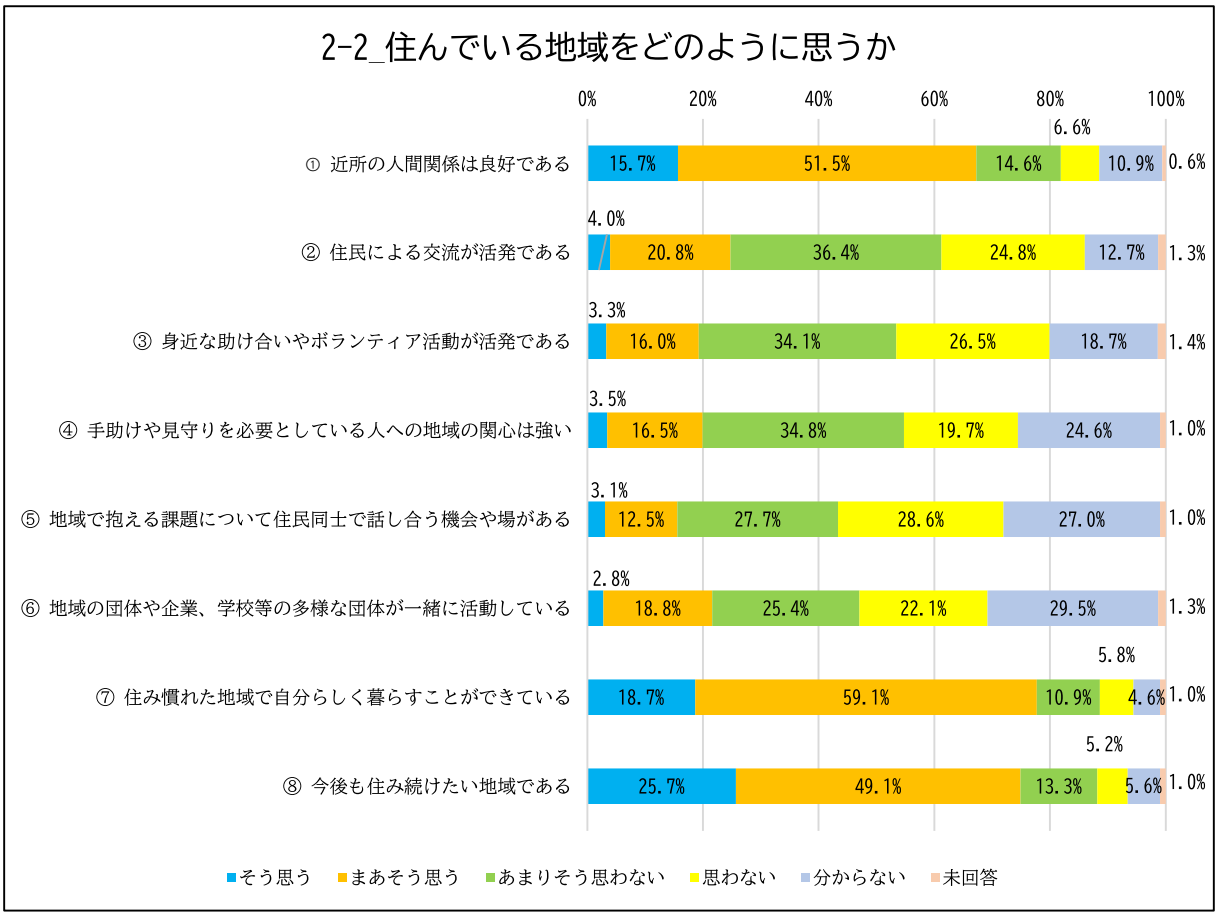
2-2）住んでいる地域について、どのように思いますか。【①～⑧まで、○を１つずつ】

住んでいる地域について、グラフの①～⑧について尋ねたところ、それぞれ下記のとおり回答がありました。

近所の人間関係（①）と、自分らしく暮らせているか（⑦）については、いずれも約７～８割が肯定的に捉えており、個人の生活満足度や近所の人間関係については、比較的良好であると言えます。

一方で、住民交流の活発さ（②）、助け合い・ボランティアの活発さ（③）、困っている人への関心（④）、話し合いの場（⑤）、多様な団体の連携（⑥）については、全般的に肯定的な意見が少ないことから、地域としての支え合い・協働の仕組みが弱い、あるいは見えにくいと感じている人が多数いることが伺えます。

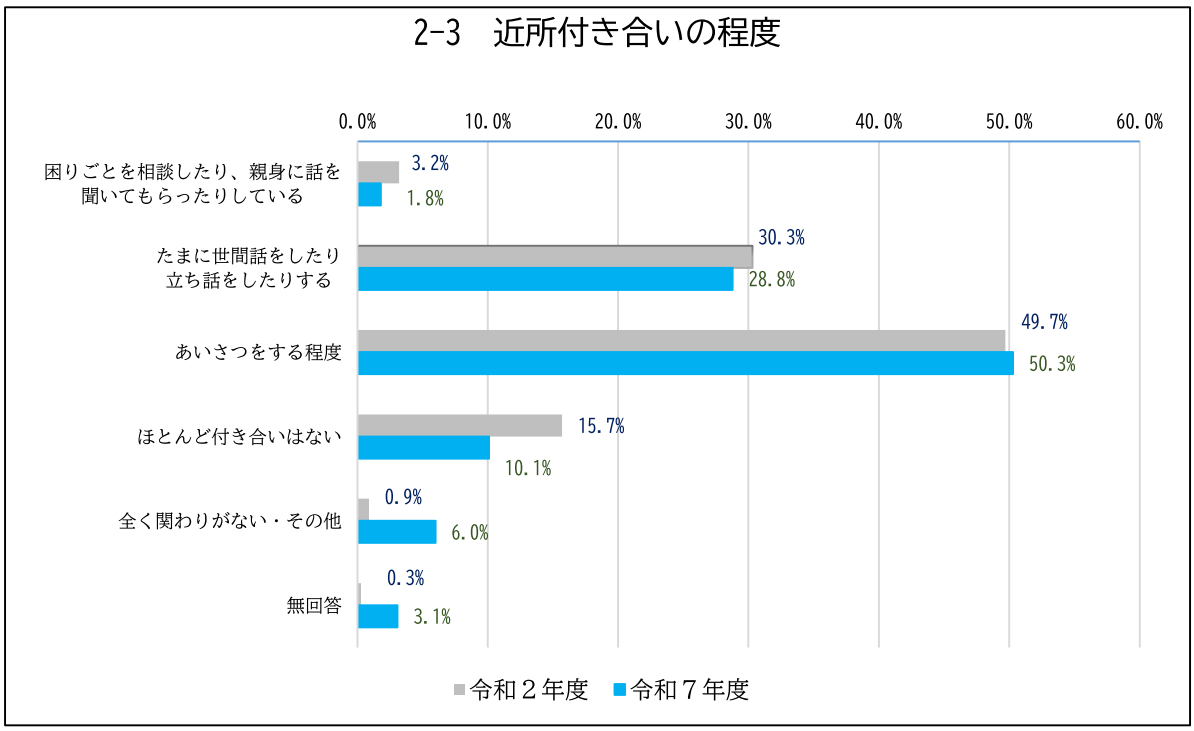
これらの回答から、地域コミュニティの中での生活について、自分自身の暮らしはそれなりにうまくいっているが、地域全体としてのつながりや支え合いは充分だと感じられない、という状況であると考えられます。

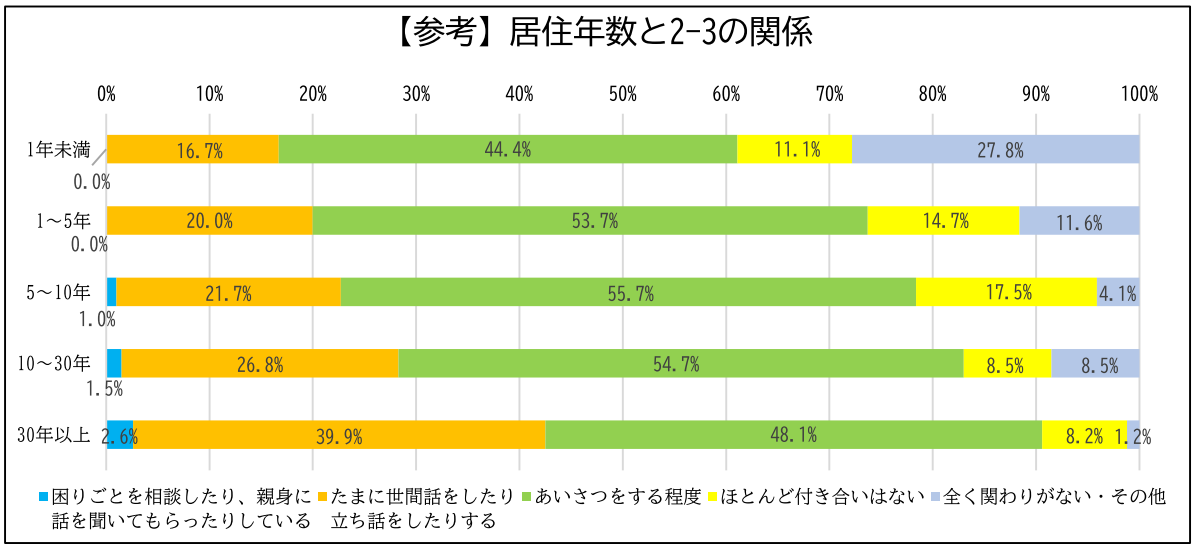


2-3）近所の方とどのようなお付き合いをしていますか。

全体では、「あいさつをする程度（50.3%）」の割合が最も高く、約半数を占めています。また、「困りごとを相談したり、親身に話を聞いてもらったりしている（1.8%）」、「たまに世間話をしたり立ち話をしたりする（28.8%）」の割合が、前回調査時から減少しており、近所付き合いの希薄化が進行している状況が伺えます。

また、その地域での居住年数が長いほど、「困りごとを相談したり、親身に話を聞いてもらったりしている」や「たまに世間話をしたり立ち話をしたりする」など、何らかの近所付き合いがあると回答する方の割合が増える傾向があることが分かりました。



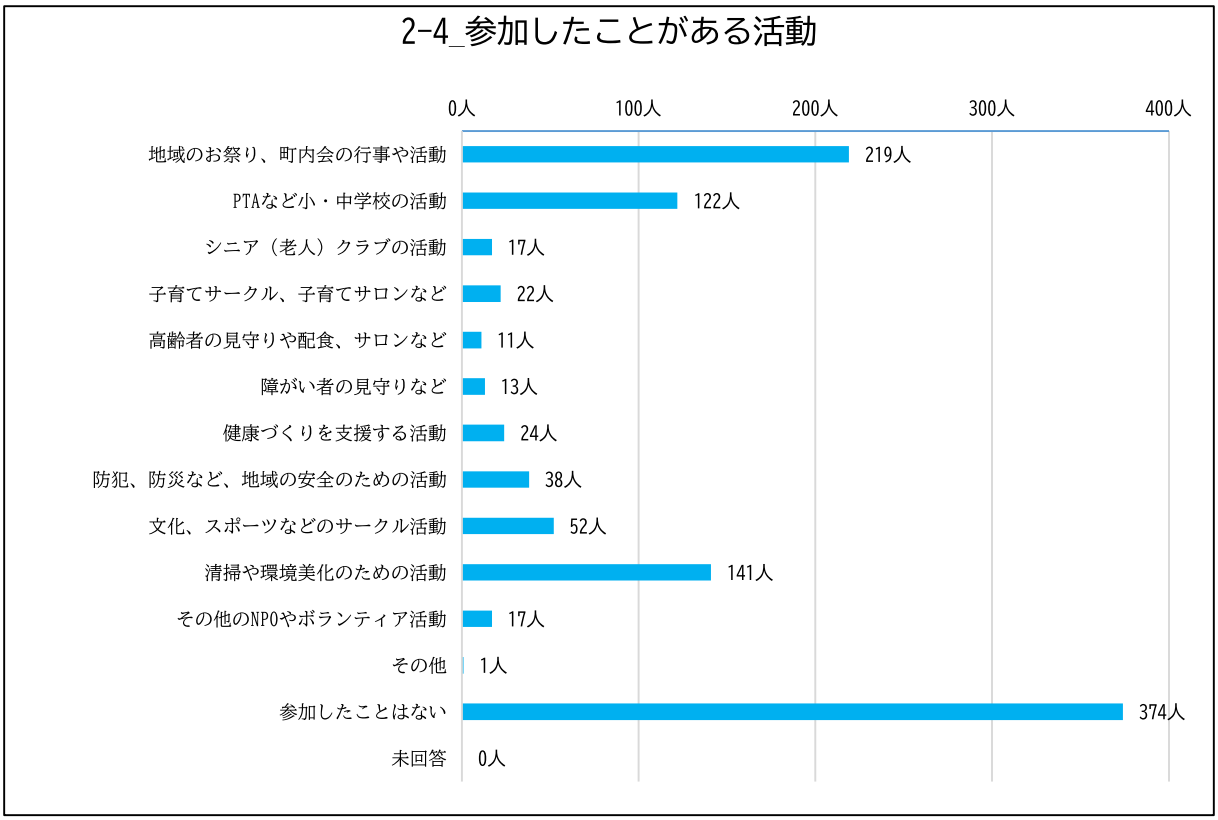


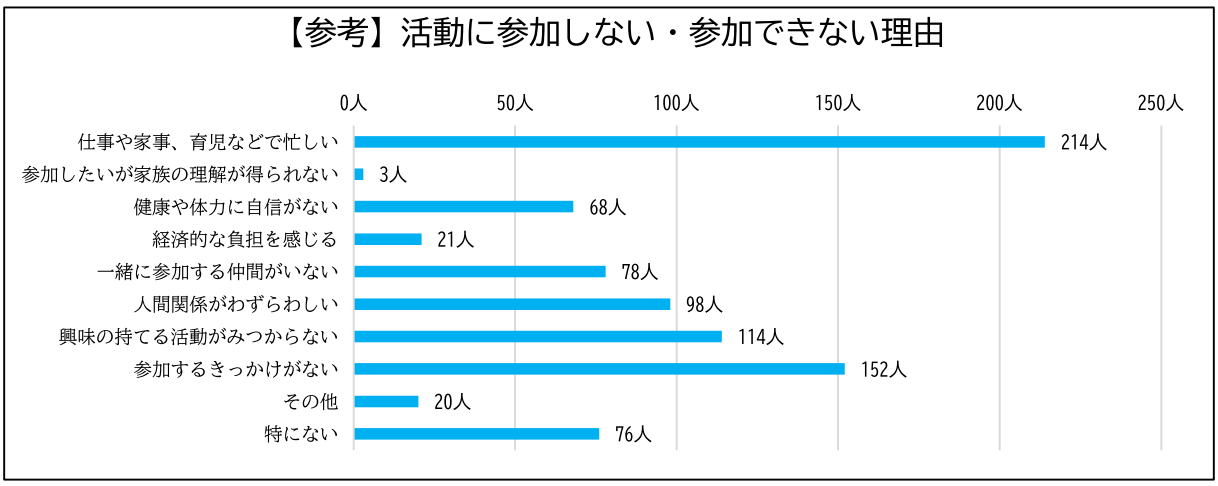
2-4）あなたがこの５年間に参加したことのある活動は何ですか。（複数回答可）

参加したことがあると回答した方のうち、最も多かったのは、「地域のお祭り、町内会の行事や活動（219 人）」でした。その後に、「清掃や環境美化のための活動（141 人）」、「PTA など小・中学校の活動（122 人）」と続いています。

一方「参加したことはない」と回答した方の人数は 374 人でした。

活動に参加しない、またはできない理由について、最も多かったのは「仕事や家事、育児などで忙しい（214 人）」であり、次いで「参加するきっかけがない（152 人）」、「興味の持てる活動がない（154 人）」と続いています。



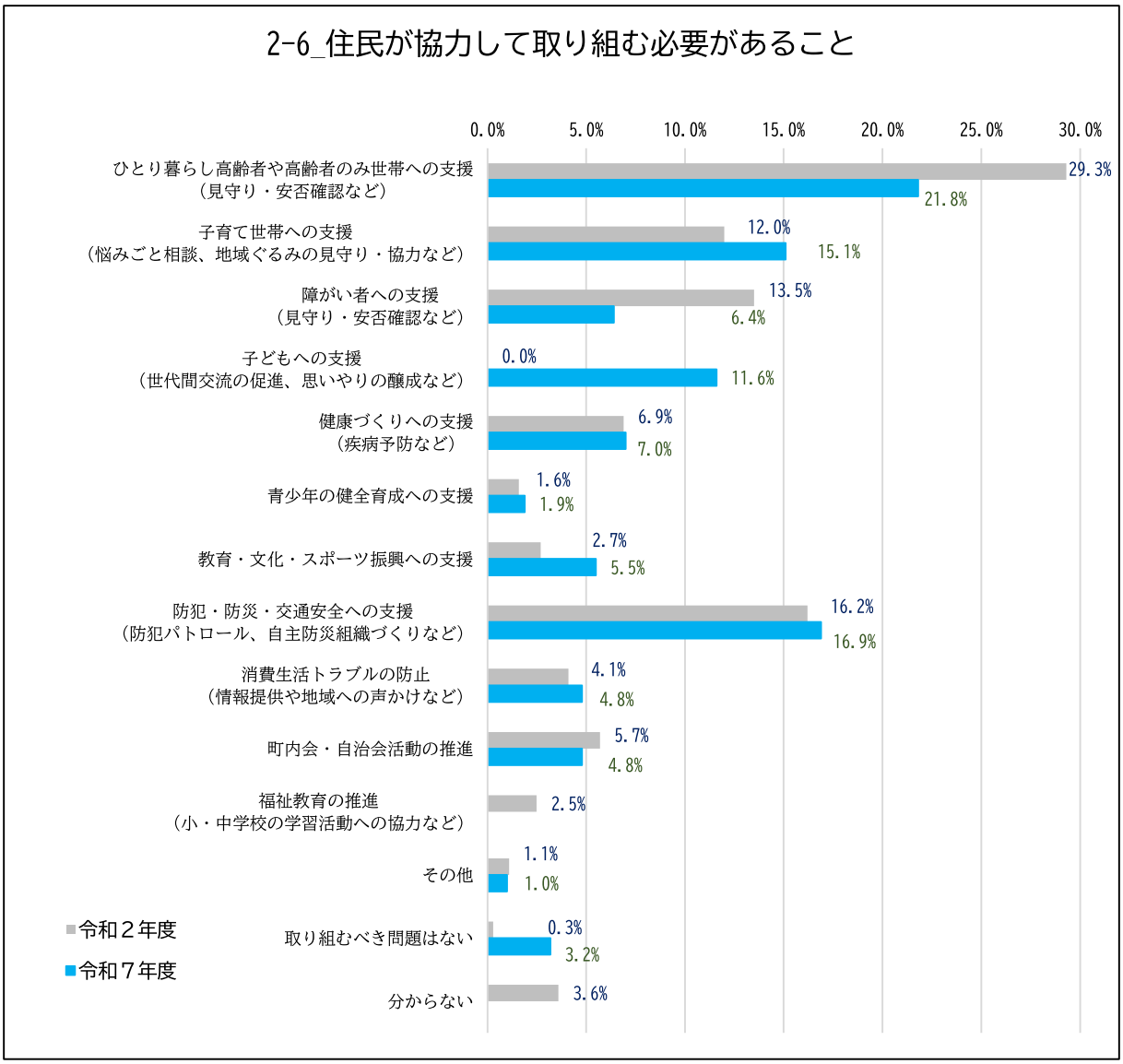


2－6）誰もが暮らしやすい地域を目指すために、住民が協力して取り組んでいくことが必要だと思うことは何ですか。【３つまで選択可】

全体では、「ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯への支援（21.8%）」が最も多く、「防犯・防災・交通安全への支援（16.9%）」、「子育て世帯への支援（15.1%）」と続いています。

中でも子どもに関して、「子育て世帯への支援（15.1%）」と「子どもへの支援（11.6%）」の２つを合わせた割合が 26.7%となり、前回調査時（12.0%）から大きく増加していることから、市民の関心が高まってきていることが分かります。

また、「取り組むべき問題はない」の割合（3.2%）が、前回調査時（0.3%）から大幅に増加しており、地域課題を「他人事」として捉えている方が増加しつつあることが伺えます。



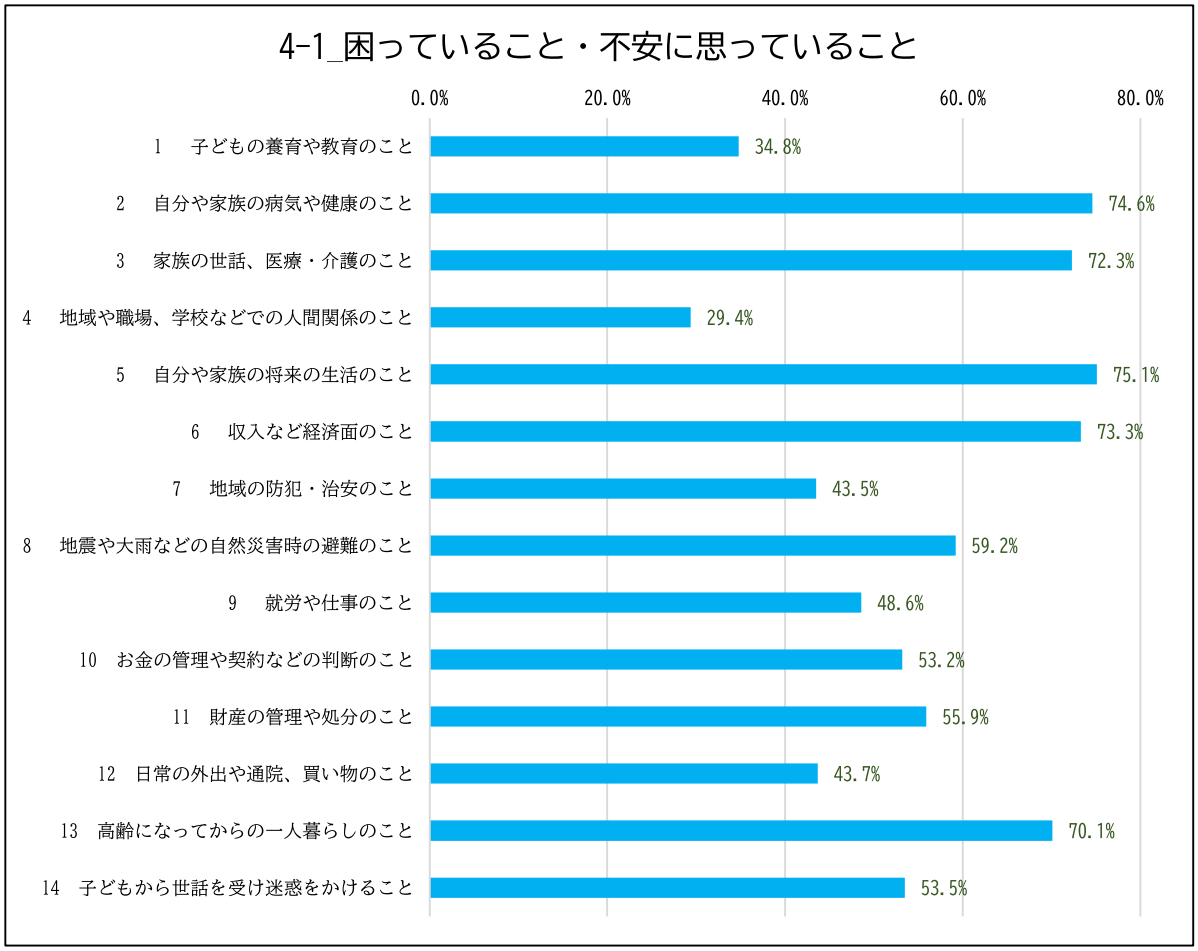
4-1）日常生活に関することで、困っていることや不安に思っていることはありますか。

全体では、「自分や家族の将来の生活のこと（75.1%）」、「自分や家族の病気や健康のこと（74.6%）」、「収入など経済面のこと（73.3%）」、「家族の世話、医療・介護のこと（72.3%）」、「高齢になってからの一人暮らしのこと（70.1%）」が特に高くなっています。

高齢者や要介護認定者が増加している中で、8050 問題やダブルケア、ヤングケアラーといった新たな課題も認識されるようになり、問題の多様化及び複雑化が進んでいるものと考えられます。

その他の項目も、軒並み 50%に近い数値か、それ以上となっており、生活に不安を感じておられる住民がたくさんいることが伺えます。

困っていることや不安に思っていることがある方の中には、同時に複数に直面し、解決がより困難になっているケースもあり得るため、実効性のある相談支援体制が必要です。

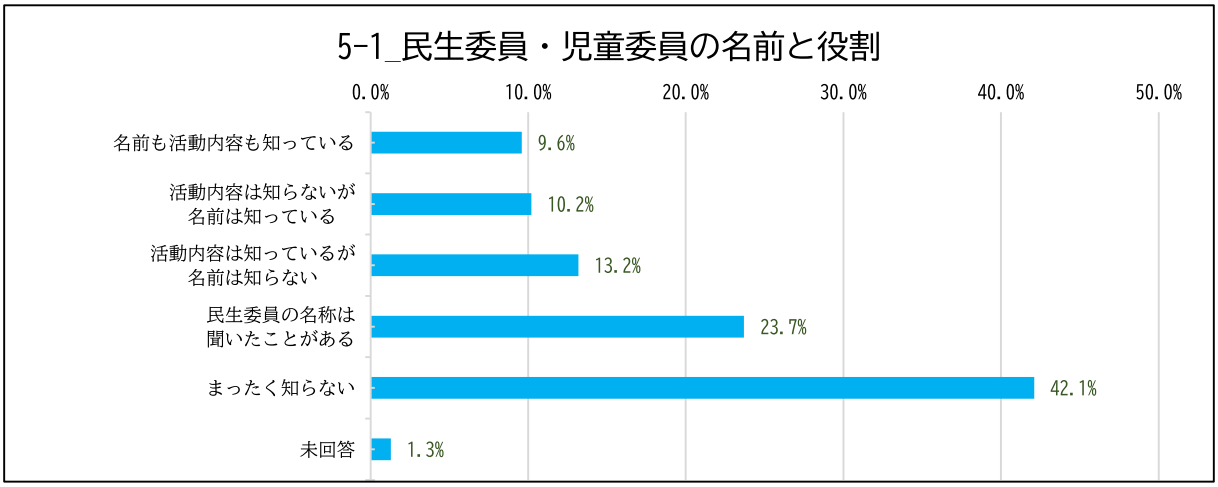


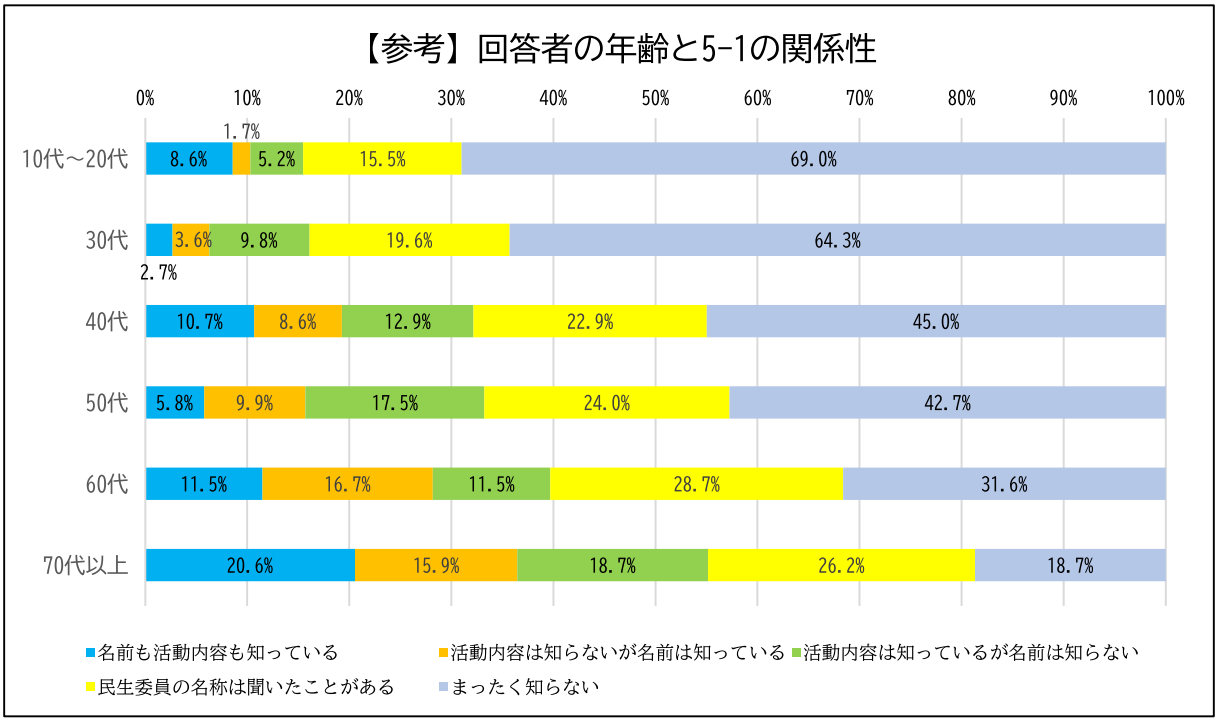
5-1）あなたの地区を担当する民生委員・児童委員の名前と役割を知っていますか。

民生委員・児童委員の名前や活動について、「知っている」と回答した方が、合計で約２割、「まったく知らない」と回答した方が約４割という結果でした。

このことから、地域福祉の重要な担い手であるはずの民生委員・児童委員が、顔や役割が十分に見える形で認識されておらず、制度としては知っていても、身近な存在としては意識されていない状況が伺えます。

また、回答者の年齢が若いほど、民生委員の名前も役割も知らない人が増える傾向があり、特に 10 代から 30 代の方については、「まったく知らない」という回答が６割を超えるなど、多くの方に認知されていない状況であることが伺えます。



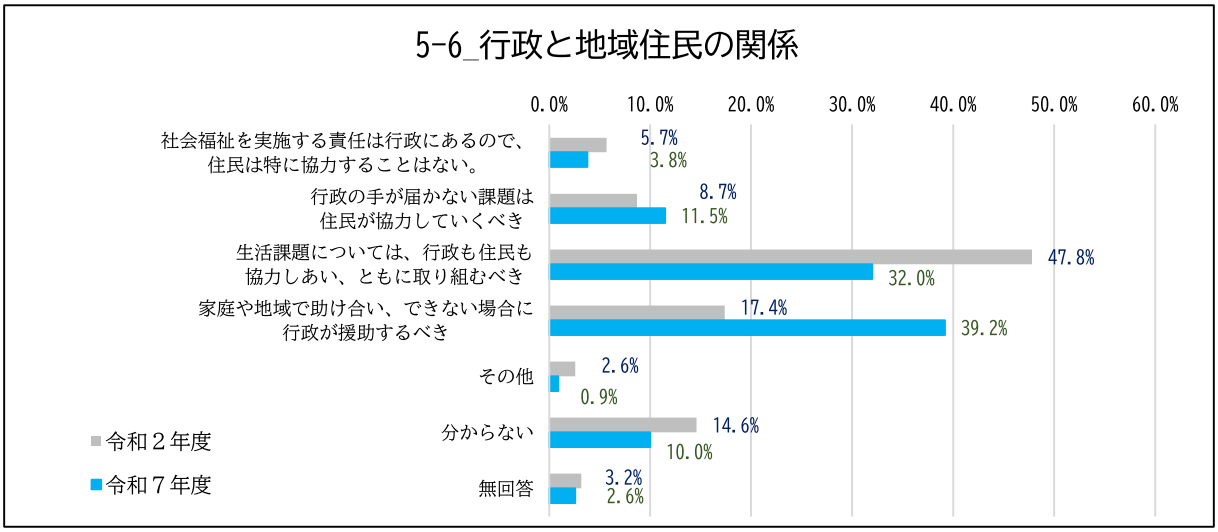


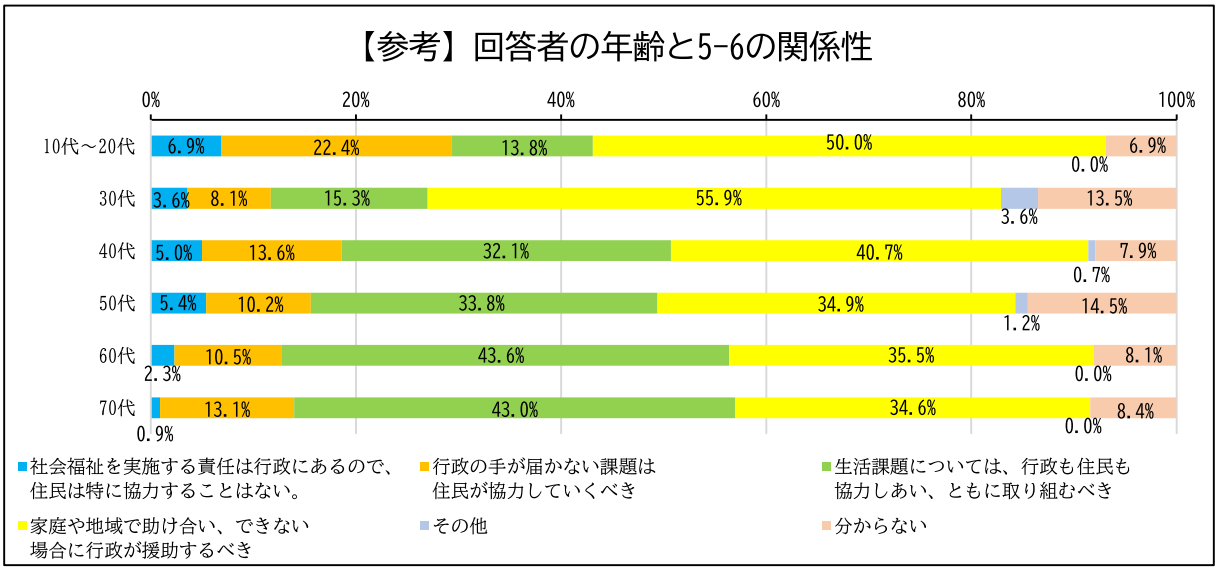
5-6）ふだんの暮らしの中で困っていること（生活課題）や不安に思っていることを解決するためには、行政と地域住民の関係はどうあるべきだと思いますか。

全体では、「家庭や地域で助け合い、できない場合に行政が援助するべき（39.3%）」が最も多く、その後、「生活課題については、行政も住民も協力しあい、ともに取り組むべき（32.0%）」、「行政の手が届かない課題は住民が協力していくべき（11.5%）」と続いています。

生活課題を解決するため、住民も協力する必要があるという認識が多くの方にあると見受けられ、地域住民が主体となったうえで、必要に応じて行政も一緒になって課題解決に取り組むべきと考える市民が多いことがわかります。

また、回答者の年齢が若いほど、家庭や地域で問題を解決できない場合に行政が援助するという形の支援を望む人が増え、年齢が上がるごとに住民（地域）と行政の協働を望む回答が増える傾向があることが分かりました。



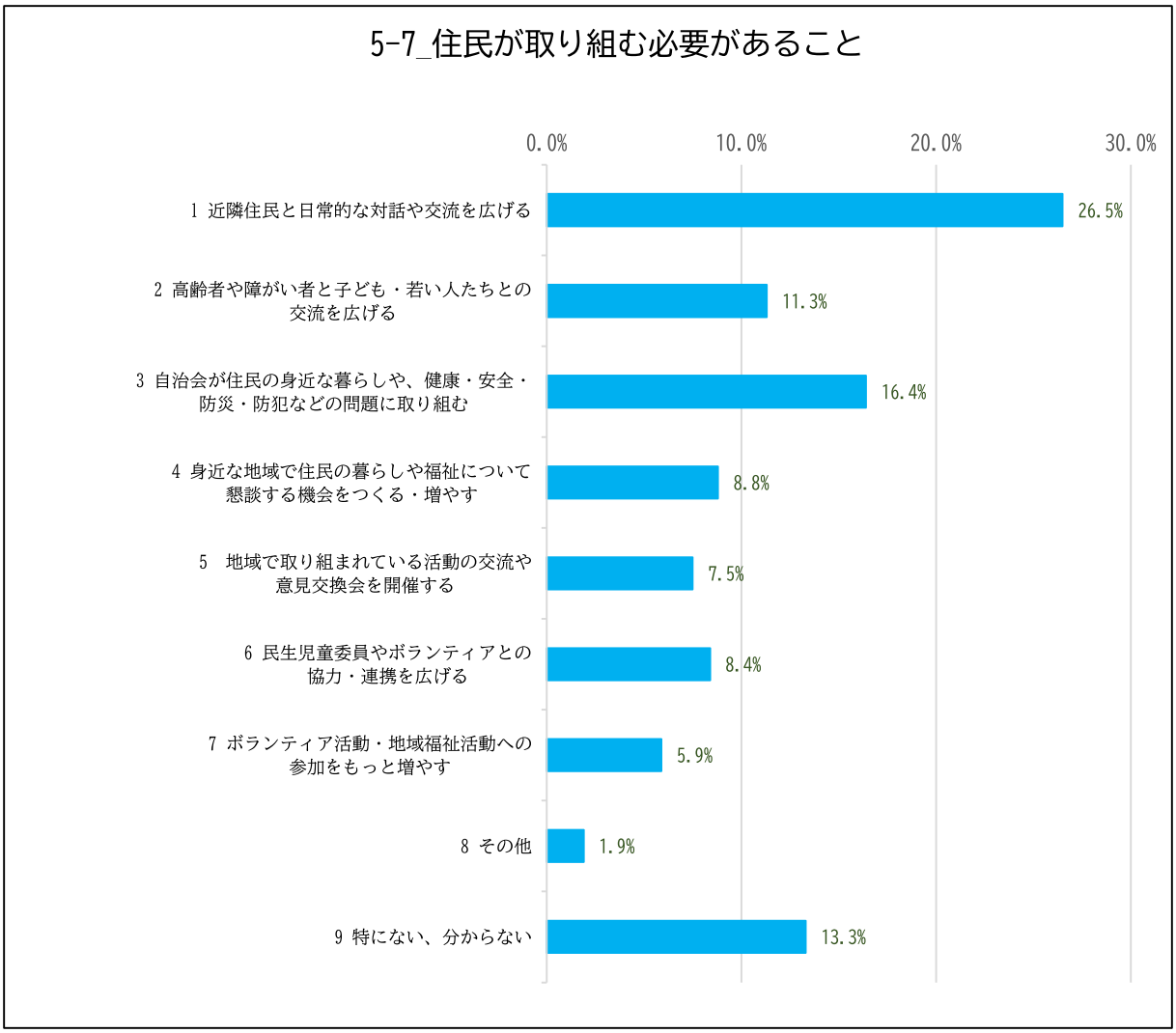


5-7）住民同士が支え合い、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指す上で、住民が取り組む必要があることは何だと思いますか。（３つまで○）

全体では、「近隣住民と日常的な対話や交流を広げる（26.5%）」が最も多く、その後「自治会が住民の身近な暮らしや地域・安全・防災・防犯などの問題に取り組む（16.4%）」、「高齢者や障がい者と子ども・若い人たちとの交流を広げる（11.3%）」が続いています。

住民が取り組む必要があること（できること）は、身近な圏域内での交流と考えている方が多いことが伺えます。一方で、「ボランティア活動・地域福祉活動への参加をもっと増やす（5.9%）」が最も少なくなっていることから、地域福祉活動の担い手が不足している状況が見て取れます。

また、「特にない、分からない（13.3%）」と回答する方の割合が全体の３番目に大きく、こういった層に対し、今後どのようにして地域福祉活動に参加していただくか、対策の検討が必要です。



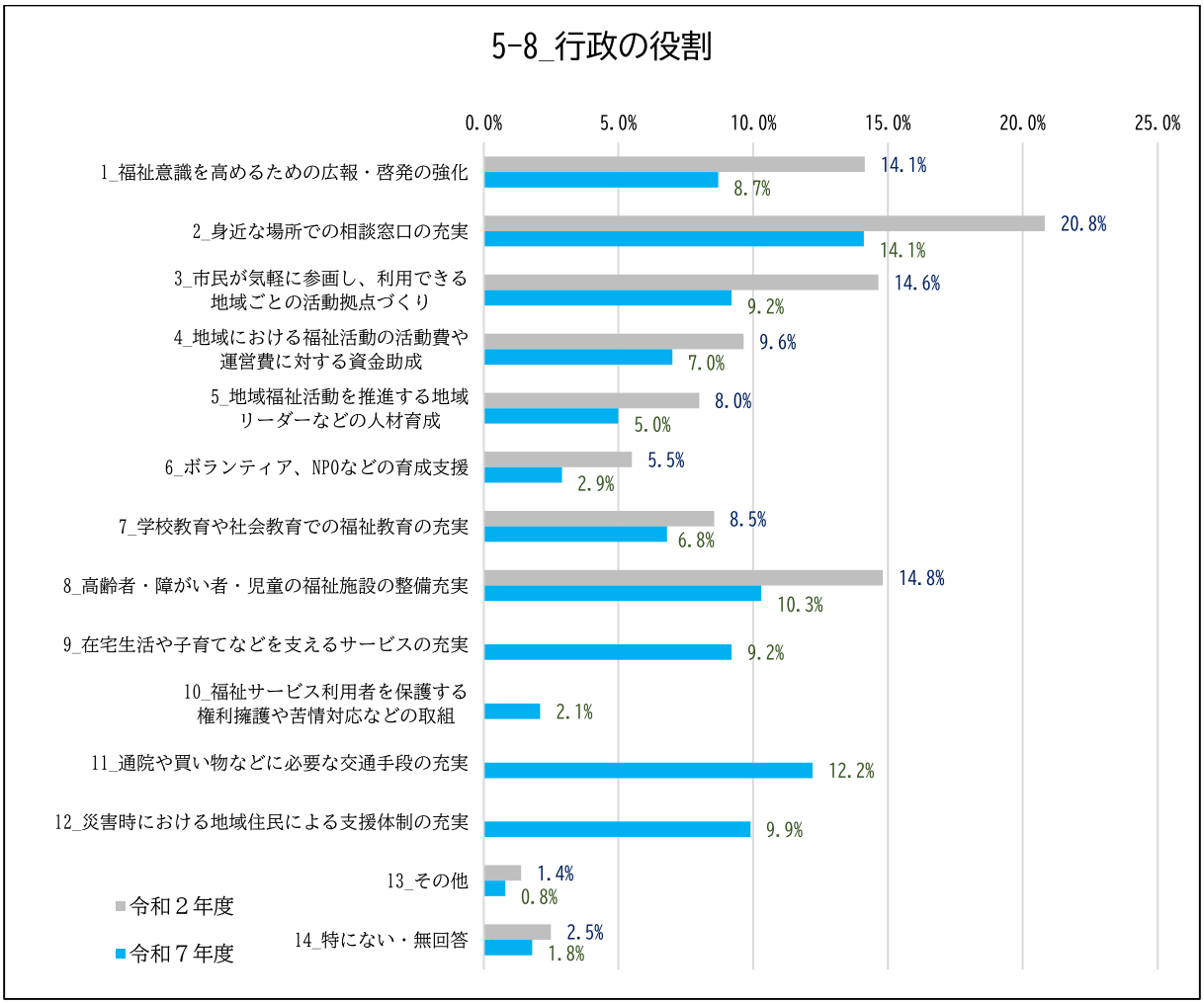
5-8）今後、地域福祉を推進していくためには、行政の役割として、どのようなことが重要だと思いますか。（３つまで○）

全体では、「身近な場所での相談窓口の充実（14.1%）」が最も多く、その後、「通院や買い物に必要な交通手段の充実（12.3%）」、「災害時における地域住民による支援体制の充実（9.9%）」、「市民が気軽に参画し、利用できる地域ごとの活動拠点づくり（9.2%）」、「在宅生活や子育てなどを支えるサービスの充実（9.2%）」と続いています。

今回の回答は、他の設問と比べて回答の割合に明確な差が少なく、住民によってさまざまな生活不安や課題を抱えているということが伺えます。

ここで回答があったものは、どれも地域福祉の推進のため必要なことだと思われますが、回答が多いものほど、解決が強く望まれていると考えられます。

第５期地域福祉計画の策定に当たっては、こちらの回答も踏まえたうえで、事業の展開を図る必要があります。



５　第５期計画の策定に係る団体・事業所アンケート調査結果の概要

第５期計画策定に当たっては、市民アンケートに加え、社会福祉関係団体の活動状況や、現在抱えている課題・困りごと等を把握し、地域福祉の推進に向けた計画づくりの基礎資料とするため、八戸市内で活動する高齢、障がい、児童等の福祉関係団体50 団体を対象としたアンケート調査を実施しました。（有効回収数 33 団体）

（団体・事業者アンケート調査結果全体の要点は、100～102 ページに掲載）

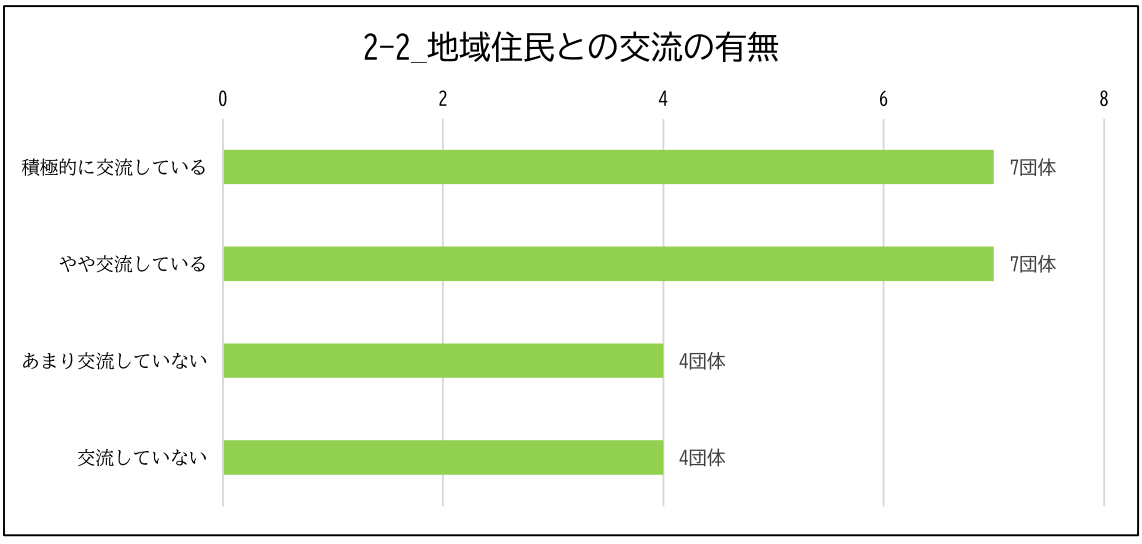
2-2）貴団体・事業所として、地域住民が参加できるイベントや事業を開催・実施するなど、地域住民との交流を図っていますか。【回答：22 団体】

全体では、「積極的に交流している」、「やや交流している」が、それぞれ７団体で、最も多くなりました。

合計で６割強の団体が、「積極的に交流している」または「やや交流している」と回答しており、多くの団体が、地域住民が参加できるイベント・事業等を通じて一定の交流を図っている団体が多いことが分かります。

一方で、「あまり交流していない（４団体）」、「交流していない（４団体）」という回答もあり、その理由として、「職員体制に余裕がない」「情報がない・地域ニーズが分からない」「財政的な余裕がない」などが挙げられており、人的・財政的制約と情報不足が大きな要因となっていることが伺えます。

そのため、単に「地域交流の必要性」を訴えるだけではなく、業務負担との調整、情報の入り口の整備といった構造的支援が求められていると考えられます



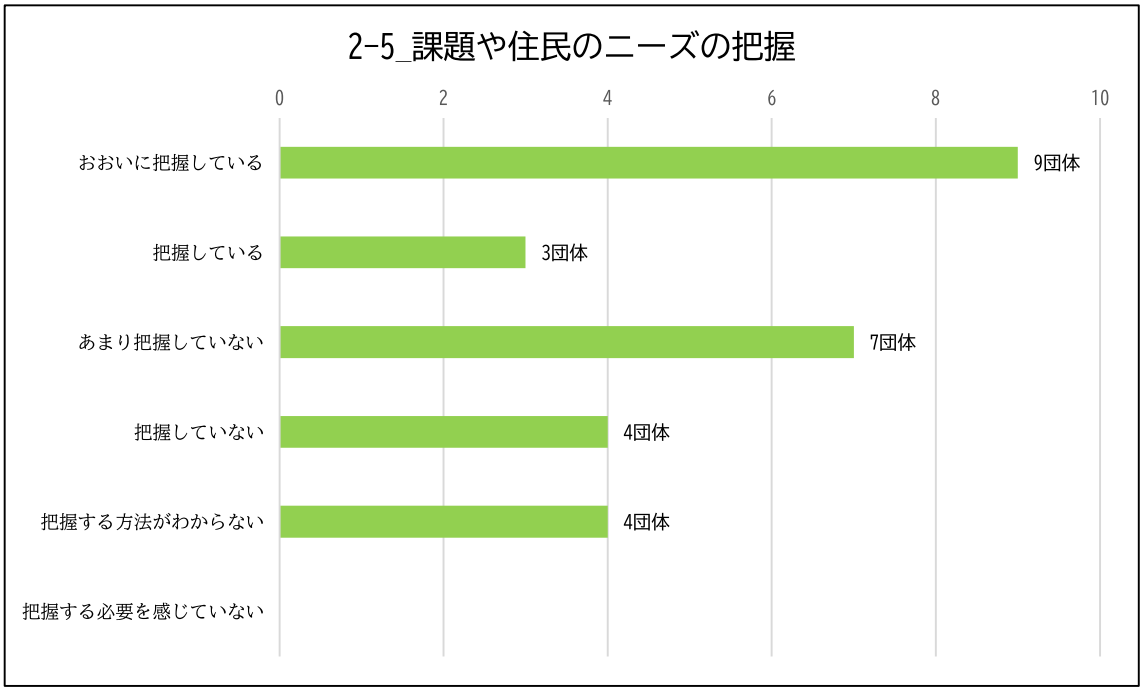
2-5）地域の抱えている課題や住民のニーズを把握していますか。【回答：27 団体】

「おおいに把握している」または「把握している」と回答した団体が、合計で 12 団体（44.5%）、反対に、「あまり把握していない」または「把握していない」と回答した団体が、合計で 11 団体（40.7%）であり、ほぼ半数ずつとなっています。

これは、地域とのつながりが強く、情報収集に長けている団体と、そうではない団体が存在していることを示しており、団体間で地域課題・住民のニーズ把握に「格差」が生じていると解釈できます。

また、「把握する方法が分からない」と回答した団体も４団体（14.8%）あり、単に時間や人手の問題だけでなく、「どうすれば地域ニーズを把握できるのか」という具体的な方法を確立できていない団体もあることを示しています。

「把握する必要を感じていない」を選んだ団体が 0 団体であることから、今後必要なことは、地域課題・住民のニーズを把握するための「具体的なやり方」や「情報の入り口（どこを見ればよいか）」について、広く団体へ展開していく方法を確立することが必要であると考えられます。



2-6）地域の抱えている課題や住民のニーズを踏まえ、また把握していない場合でも、貴団体・事業所として、地域の福祉活動において、どのような役割を担うことができますか。【あてはまるもの全てを回答】　（回答：32 団体）

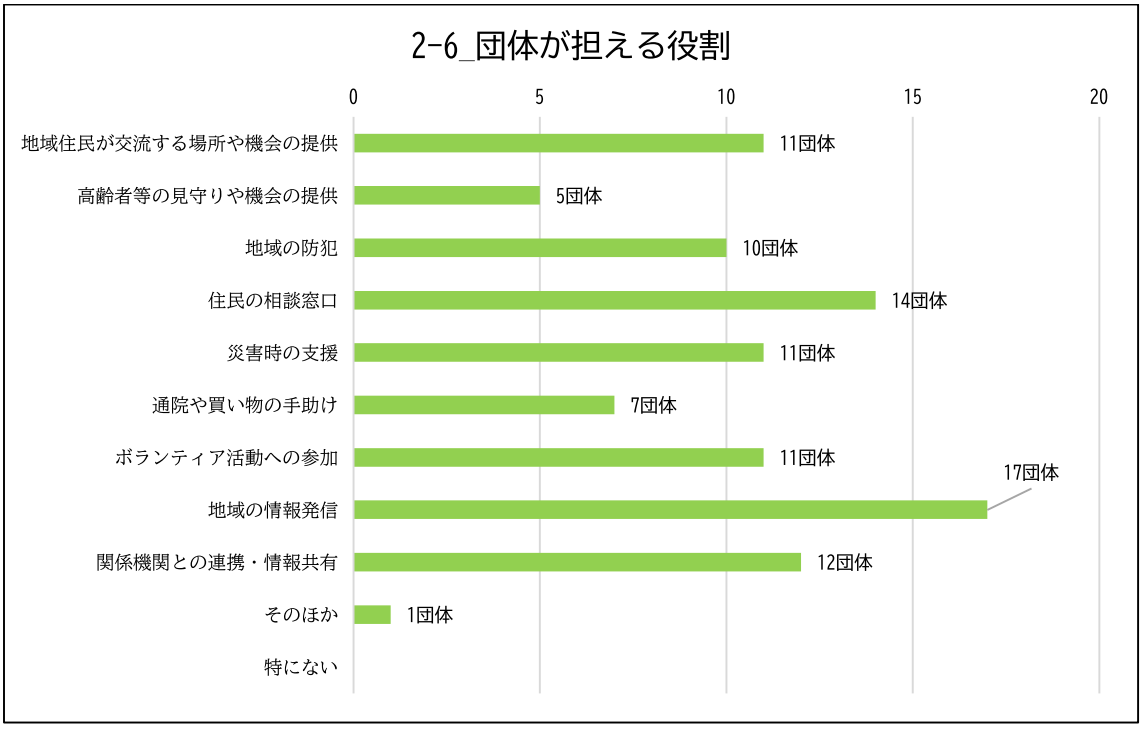
全体では、「地域への情報発信」が 17 団体で最も多く、その後に、「住民の相談窓口」が 14 団体、「関係機関との連携・情報共有」が 12 団体と続いています。

これは、団体が「相談の入口」、または「連携の中継点」として機能する主体であると捉えており、その役割を、今後強化できると考えていることを示しています。

また、「災害時の支援」や「ボランティア活動への参加」など、単に福祉サービスを提供するにとどまらず、防災・防犯の一翼を担う主体、ボランティア等についても、現場に入る主体として、自らを位置づけているものと考えられます。

一方で、「高齢者等の見守りや機会の提供」、「通院や買い物の手助け」については、他の役割ほど回答が多くないことから、日常生活支援のようなことを自団体だけで担うには、体制・制度上のハードルがある、あるいは既存サービスや他主体との役割分担をしたいという意図が伺えます。

なお、「特にない」と回答した団体がなかったことから、今回回答した団体については、自身が何らかの形で地域福祉活動に関与・貢献する主体であると認識していることが分かります。



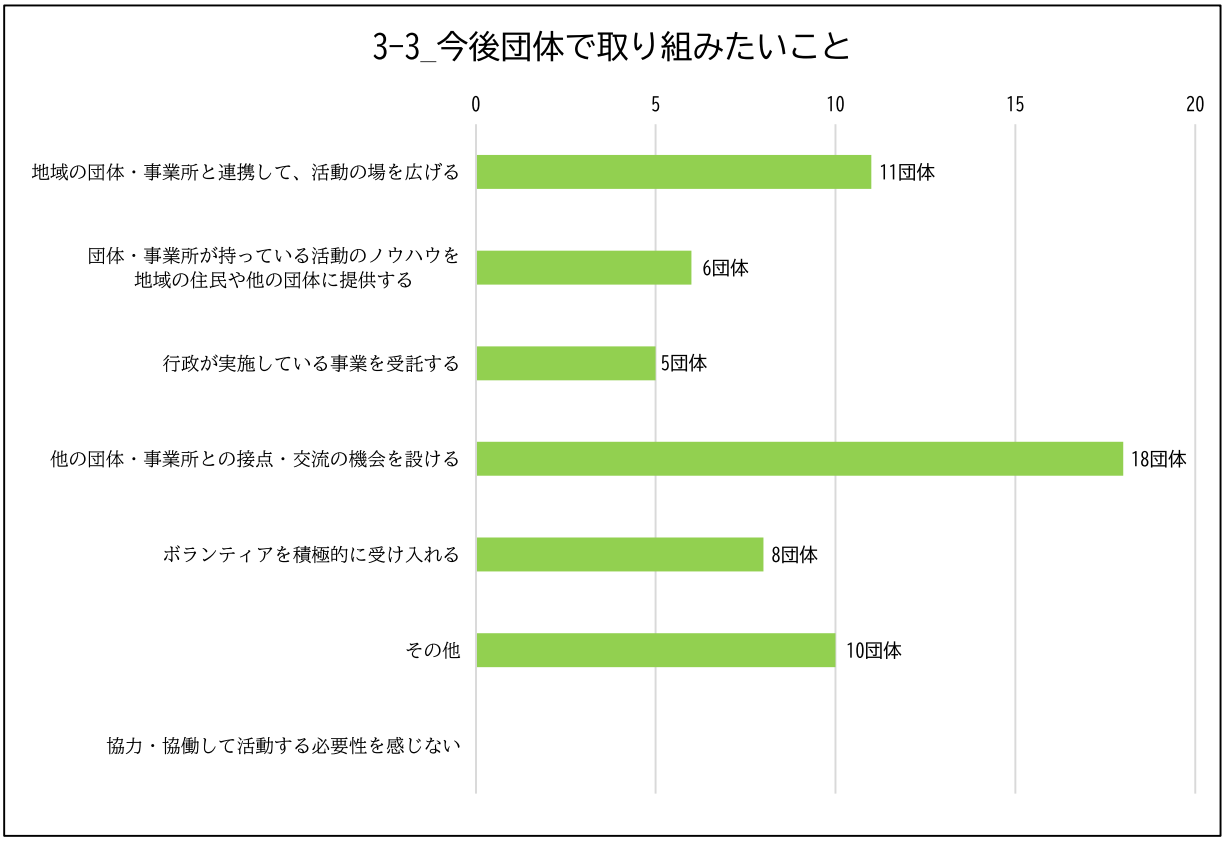
3－3）地域での福祉活動には、様々な主体（住民・事業者・ボランティア・NPO・行政など）が協力・協働していくことが求められていますが、貴団体・事業所の取組として、今後どのような活動を進めたいと思いますか。【３つまで回答】　（回答：26 団体）

全体では、「他の団体・事業所との接点・交流の機会を設ける」が 18 団体で最も多く、その後に「地域の団体・事業所と連携して、活動の場を広げる」が 11 団体と続いています。

このことから、団体間の連携の必要性は感じつつも、具体的な接点やプラットフォームが不足していることが示唆されています。

また、地域の団体・事業所との連携について、単独では対応しきれないニーズやエリアを他団体との連携でカバーしようとするネットワーク型の地域福祉を推進するため、共同事業や役割分担など、実務的な連携を強めたいとの意向が読み取れます。

一方で、「行政が実施している事業を受託する」と回答したのは５団体にとどまっていることから、委託事業の拡大は優先度が低く、まずは団体間の横のつながり・連携を拡充する取組が求められていると考えられます。



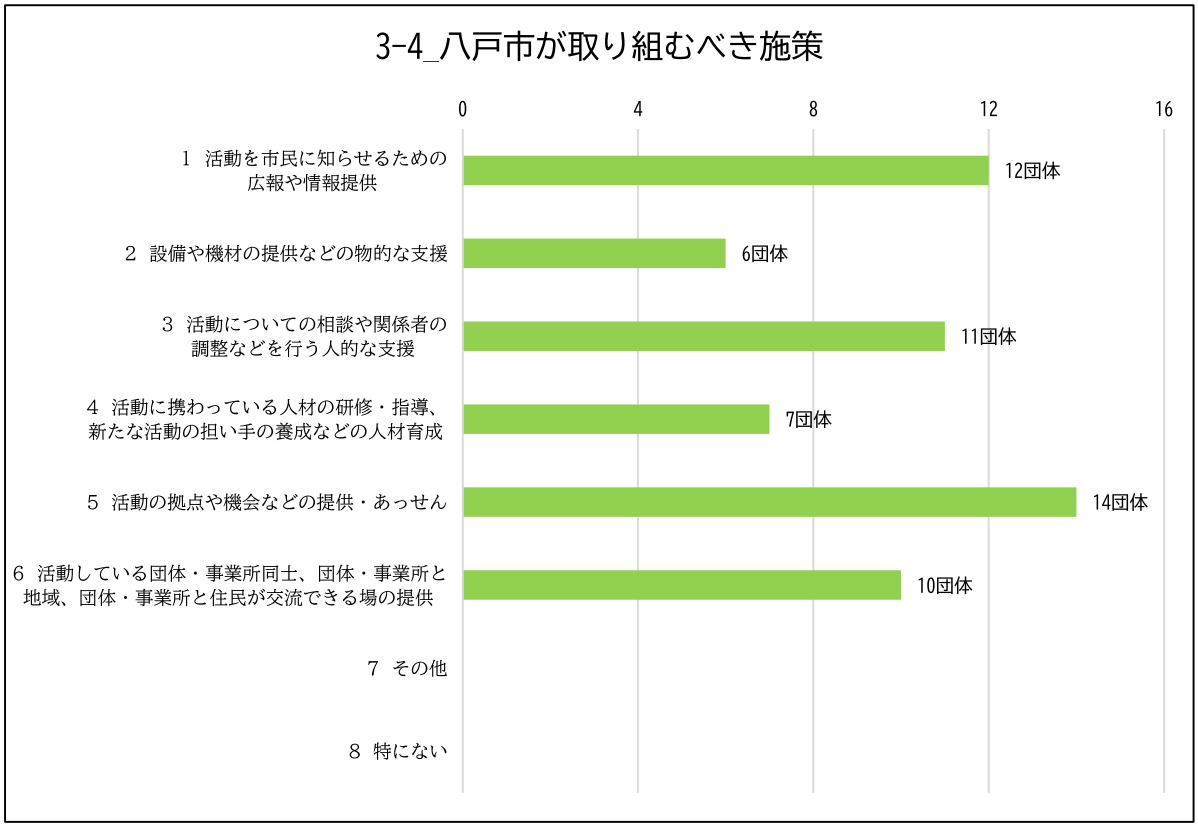
3－4）今後、八戸市が地域福祉の推進のために取り組む施策として、次のどれを優先し、充実させる必要があると思いますか。【３つまで回答】　（回答：29 団体）

全体では、「活動の拠点や機会などの提供・あっせん」が 14 団体で最多となっており、地域福祉活動を行う「場所」や「機会」の確保・支援が必要な方とのマッチングが大きな課題であることが伺えます。

これは、地域福祉活動のニーズや意欲はあっても、「どこで」「どのような機会に」活動するかが確立していない、あるいは既存の拠点が不足・偏在しているという感覚が実際の現場にあるものと読み取れます。

続いて、「活動を市民に知らせるための広報や情報提供」が 12 団体、「活動についての相談や関係者の調整などを行う人的な支援」が 11 団体と多く、市全体として、情報収集と調整のプラットフォーム（人と仕組みづくり）の確立が強く求められていると解釈できます。

一方で、「設備や機材の提供などの物的な支援」は６団体と、他の項目に比べると低めであり、今の段階では「モノ」よりも「場（拠点）」「情報」「人（コーディネーター・担い手）」といったソフト面の整備を優先してほしいという意向が強いと考えられます。



６　課題の認識

市民アンケートの結果によると、「今後も住み続けたい地域であるか」については、「そう思う（25.7%）」と「まあそう思う（49.1%）」を合わせると 74.8%となり、また、「住民同士が支え合いながら地域福祉を進めていくこと」について、「とても望ましい（20.5%）」と「望ましい（54.3%）」を合わせると 74.8%となっています。

このことから、八戸市に今後も住み続けていきたいと考えていて、かつ地域福祉は住民同士が支え合いながら進めるのが望ましいと思う市民が多いことがわかります。

地域住民同士がつながり、支え合う、そして、安心・安全に暮らし続けることができる「地域共生社会」の実現に関して、八戸市が抱えている課題は、次の点であると考えます。

（１）困りごとや不安を抱える市民の増加

市民アンケートの中において、日常生活で困っていることや不安に思っていることについて尋ねたところ、ほとんどの項目で「現在困っている」または「将来は不安がある」という回答が 50%を超える結果となりました。

少子高齢化が急速に進行している中で、かつて高齢者の大きな不安要因といえば、健康・医療・介護に関することが主でしたが、近年では頻発化・激甚化する災害への不安や、巧妙化・凶悪化する犯罪への不安、デジタル化等により複雑さが増す現代社会そのものへの不安など、非常に「多様化」した問題が降りかかっているものと考えられます。

また、高齢者に限らず、障がい者や妊産婦、子どもなど、弱い立場にある方についても、同じ状況にあると考えられることから、困っていることや不安を抱えている市民が誰かに相談でき、適切で効率的な支援に結び付けることで、問題の長期化・深刻化を未然に防ぐことが重要です。

そのためには、市民が相談しやすい圏域を単位とした、相談支援体制を充実させる必要があります。

（２）多様化・複雑化・複合化した生活課題への対応

現代においては、介護と育児が同時期に重なるダブルケア、80 代の親が長期引きこもりなどで自立できない 50 代の子の生活を年金等で支え、親子ともに経済的困窮や社会的孤立に陥る８０５０問題や、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に子ども・若者が行っていると認められるヤングケアラーなど、これらの課題が複雑に絡み合い複雑化、あるいは複数の課題が同時に降りかかる複合化により、課題や不安の解決がさらに困難となっている事例が散見されます。

また、困りごとを抱えているものの、既存の福祉サービスの枠から漏れてしまう「制度の狭間」にあるケースや、社会的な孤立を深めており、困りごとや不安があってもだれにも相談できないといった場合に、どのように支援を届けるのかが課題となっています。

このように複雑化・複合化した課題への対応について、対象者ごと、サービスごとに細分化された今日の福祉サービスでは対応が難しいケースが多く、こうした困難な案件を、分野の枠組みを超えていったん「丸ごと」受け止め、適切な公的サービスへのつなぎ役となるような相談支援体制の構築が求められています。

（３）地域でのつながりの希薄化

市民アンケート調査の設問 2-3 において、近所付き合いの程度について尋ねたところ、「ほとんど付き合いはない」または「まったく関わりがない」と回答した割合が約 16%と、前回の調査時とほぼ同じ数値となっています。

また、設問 2-2 において、現在住んでいる地域について尋ねたところ、「住民による交流が活発である」、「身近な助け合いやボランティア活動が活発である」など、地域内での支え合いや協働に関する項目について、「そうは思わない」という回答が軒並み 50%を超えており、地域内での住民同士のつながりの希薄化が、進行している状況が伺えます。

こうしたつながりの希薄化は、地域における助け合いや支え合い機能を弱体化させ、社会的孤立を生む要因になるほか、防災や防犯、高齢者や子どもの見守りなどといった市民の安全・安心を守る地域活動への影響も懸念されます。

今後も引き続き地域における住民同士のつながりの再構築に取り組むとともに、地域住民が主体的に地域生活課題の解決を試みることができるような環境をどのように作っていくかが課題となっています。

（４）地域福祉活動の担い手不足と認知不足

市民の生活を支える地域福祉には、地域で活動する担い手の存在が欠かせませんが、今回のアンケート調査の結果から、その担い手が十分に確保されていない現状が明らかとなりました。

担い手が不足している理由について、単に関心の欠如によるものではなく、時間的な制約や参加のきっかけ不足など、活動に参加すること自体のハードルの高さによっても生じているものや、団体・事業所においては、「職員体制に余裕がない」「財政的な余裕がない」「情報がない、地域のニーズがわからない」といった事情で、具体的な活動に繋がっていないものと考えられます。

また、そもそも地域の担い手たちがどのような人なのか、どのような活動をしているのか周知が足りず、その重要性や必要性が理解されていない可能性も伺えます。

中でも、地域住民に対して、民生委員・児童委員が困りごとを抱えている方の身近な相談相手として認知されるよう周知強化に努めることが、課題解決の一助となるものと考えられます。

今後は、地域福祉に関する活動の重要性や必要性を効果的に周知していくこと、加えて地域福祉の担い手が活動しやすい環境整備に努めるとともに、市民一人ひとりの意識・関心を高めていくことが重要だと考えます。